

令和 8 年度版

農地中間管理事業 業務手順書

公益財団法人 愛知県農業振興基金

農地中間管理事業

農地中間管理事業の推進に関する法律（抜粋）

第1章 総則

【 目 的 】

第1条 この法律は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とする。

省略用語の説明

法	：農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）
規則	：農地中間管理事業に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号）
事業規程	：公益財団法人愛知県農業振興基金農地中間管理事業規程
機構	：農地中間管理事業の法的主体としての機構（基金及び受託者を含めた制度上の機関）
基金	：公益財団法人愛知県農業振興基金（受託者と役割分担を明確にするための表記）
受託者	：業務を受託した市町村、農業協同組合及び農林業公社しんしろ
J A 等	：農業協同組合及び農林業公社しんしろ
J A	：農業協同組合

目 次

はじめに	1
令和8年度農地中間管理事業活動方針	
第1章 業務全体の流れ【事務処理フロー図】	5
I 地域計画の区域内	5
1 利用権の新規設定	6
2 権利の移転	7
II 地域計画の区域外	8
1 利用権の新規設定	9
2 権利の移転	10
第2章 出し手・受け手に関する業務	11
1 貸出申込受付業務	11
2 農用地の条件調整等の業務	14
第3章 農用地利用集積等促進計画（利用権の新規設定）に係る手続き	15
1 農用地利用集積等促進計画案の作成	15
2 農用地利用集積等促進計画の決定	17
3 農用地利用集積等促進計画認可申請	17
4 農用地利用集積等促進計画認可公告の通知	18
第4章 農用地利用集積等促進計画（権利の移転）に係る手続き	19
第5章 契約の変更・再貸付等の業務	21
1 合意解約の手続き	21
2 相続に係る手続き業務	24
3 満期契約の再貸付等の業務	25
4 その他の契約管理事務	26
第6章 賃料相場の検討・借賃徴収・賃料支払事務業務	27
1 賃料相場の検討業務	27
2 賃料精算支払いに関する業務	29
第7章 業務委託の概要	33
1 業務委託契約の締結	33
2 委託先の役割分担	35

第8章	個人情報の取り扱い	37
1	個人情報の利用	37
2	特定個人情報（マイナンバー）の利用	38
3	個人情報の情報漏洩対策	38
4	受託者と基金との間において個人情報を含んだ資料・データを受け渡す場合の注意事項	39

添 付 資 料

I.	贈与税・相続税の納税猶予の概要と留意事項	40
II.	事業規程	41
III.	業務委託要領	50
IV.	様式一覧	54
V.	令和8年度農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画認可スケジュール	103
VI.	様式D5「賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等」の記載省略について	104
VII.	参考通知 ①令和6年10月10日付け【6農振基農地発第101号】	107
	②令和7年3月11日付け【事務連絡】	111
	③令和8年4月1日付け【8農振基農地発第6号】令和8年度農地中間管理事業業務委託契約の締結について（依頼）	113
VIII.	参考 農地売買等事業の事務処理フロー図及び主な要件等	116

はじめに

令和4年度に農業経営基盤強化促進法等の改正が行われ、令和5年4月1日に施行されました。

この改正では、市町村が令和7年3月31日までに「地域計画」を策定・公告することとされ、策定された地域計画に沿って農地の利用集積が図られるよう各種の制度改正が盛り込まれました。

地域計画策定・公告後における農地中間管理事業の手順について、地域計画の区域内及び区域外の農用地に関する利用権設定の手続きを中心に示します。

○地域計画（目標地図を含む）の基金等への送付

地域計画を策定・公告した市町村は、地域計画（目標地図を含む）の写しを県、農業委員会、基金へ送付する。

変更を行った都度、同様に送付する。（農業経営基盤強化促進法第19条第8項）

○利用権の新規設定

地域計画の策定・公告により法改正の経過措置期間が終了し、「農用地利用集積計画」の作成ができなくなったため、「農用地利用集積等促進計画」により利用権の設定等を行う。

基金は、愛知県農業振興基金農地中間管理事業規程（令和7年6月10日改正）に基づき、原則として地域計画（目標地図）に位置付けられた「農業を担う者」に対して貸し付けるものとする。

令和8年度農地中間管理事業活動方針

令和8年3月

(公財) 愛知県農業振興基金
愛知県農業振興課
(一社) 愛知県農業会議
愛知県農業協同組合中央会
愛知県土地改良事業団体連合会

令和7年4月、概ね10年後の農地利用の姿を「目標地図」として具体的に描く地域計画が市町村で策定された。併せて、それまで市町村が行ってきた農用地利用集積計画による農地の貸借や売買の制度が廃止となり、農地の貸借は原則として農業振興基金（農地中間管理機構。以下、機構という。）を通じた三者契約である農地中間管理事業に一本化され、農地の売買についても農用地利用集積等促進計画による売買の取り扱いが開始された。

これに合わせて、農地中間管理事業における農地と担い手のマッチングの仕組みも大きく変更され、農地の利用権の設定等は地域計画の実現に向け行うこととなった。このため、地域での話し合いにより担い手と農地を明確にする地域計画が重要な役割を果たすこととなり、国も農地集積や担い手確保の状況に合わせて地域計画を毎年見直し、完成度を高めるブラッシュアップの取り組みを強く推進しているところである。

今後は、地域計画が「誰が・どの農地を・どう耕作するか」の将来像を描き、農地中間管理事業でその計画に基づき、機構が農地を借り受け、集積・集約し、担い手へ転貸するという具体的な「手段」を提供する関係となる。このため、市町村、JA、農業委員会等地域の関係機関と県域の関係機関はこれまで以上に協力して中間管理事業に取り組み、農地利用の効率化と高度化を促進し、農業の生産性向上に貢献するものとする。

令和8年度中間管理事業等による農地集積目標面積	3,000ha
-------------------------	---------

1 県域・地域における推進体制の強化

一本化された農用地利用集積等促進計画による新規契約に加え、これまで市町村が行ってきた利用権設定（農用地利用集積計画による相対契約）やJAが保有する農地利用集積円滑化事業からの満期更新分、さらに2年目を迎え、農地売買等事業の取り扱いなど、質的にも量的にも調整事項や事務が増加する。このため、これらの事務を確実に円滑に実施できる体制を整備することに加え、シス

テム機能の拡充による事務の合理化などについても検討していくこととする。

そのうえで、県域においては、県、農業会議、農協中央会、土地改良事業団体連合会と機構の連携体制を維持し、緊密に連携を取りながら組織毎の役割を明確にして活動する。

さらに、地域においても県農林水産事務所や市町村、J A等による推進体制があるので、県域の各団体はそれぞれの立場で地域の状況に応じて、支援を進める。

2 地域計画（目標地図）のブラッシュアップ等への協力

地域計画は一度策定して終わりではなく、策定後も地域農業の実情に応じて随時協議、変更することが求められている。このブラッシュアップの取り組みは、市町村を主軸としながらも、農業委員会、J A、機構等の関係機関が連携して進める活動であり、県域の各団体はそれぞれの役割に応じて情報の収集や提供、助言などのサポートに努めることで、地域計画（目標地図）の完成度を高め、地域農業の維持・発展に貢献する。

また、令和7年度から土地改良区を中心に進められている「農業水利施設等の保全に向けた連携管理保全計画（水土里ビジョン）」と地域計画との連携も求められているため、地域計画のブラッシュアップと同様に、関係機関で連携していく。

3 農地利用集積円滑化事業等からの円滑な移行

令和2年度に実施された農地中間管理事業の推進に関する法律の見直し以降、機構はJ A、市町村、農業委員会を始めとする地域窓口との連携・協力を進め、農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への移行を着実に進めてきた。円滑化事業の契約は令和11年度までは一定量存続するため、令和8年度も引き続き関係機関との連携のもと、計画的な移行事務に取り組む。

4 基盤整備事業等と連携した中間管理事業等の推進

担い手への農地の集積・集約化を推進するためには、区画整理された農地など担い手が耕作しやすく条件の良い農地であることが必要である。しかし、地権者には基盤整備を行う用意がないため、農業者の費用負担なしで農地の区画整理、用排水施設の整備等を実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）の活用と併せて、農地中間管理事業を推進する。

機構関連事業の推進にあたっては、基盤整備部門を始めとする関係機関の支援と地域の理解の深まりが不可欠であるため、担い手や地権者だけでなく、農地整備の担当部署を含めた行政機関、土地改良区、営農組合などの団体と連携するほか、機構の農地相談員も活用して推進に努める。

機構関連事業以外の各基盤整備事業や農地耕作条件改善事業、大区画化等加速化支援事業が実施される場合においても、その機会をとらえて農地の集積・集約化を推進する。

5 集積が進みにくい地域への働きかけ等

中山間地域や都市近郊地域などの農地の集積状況は依然ほかばかしくないが、これまでも地域計画の検討等の機会を通じて関係機関が連携し、少しずつ集積を進めてきた。今後も様々な機会をとらえた地道な周知活動の継続を基本として取り組む。

特に、中山間地域では地域によりそれぞれ事情が異なるため、市町村や農業委員会との連携を図りながら地域の意向を踏まえた取り組みが必要であるが、規模拡大や作業の効率化だけではなく、担い手育成や地域振興の観点からも話し合いを進める。

また、都市近郊地域などは相対契約が多いため、農地中間管理事業のメリットを中心に周知活動に取り組む。

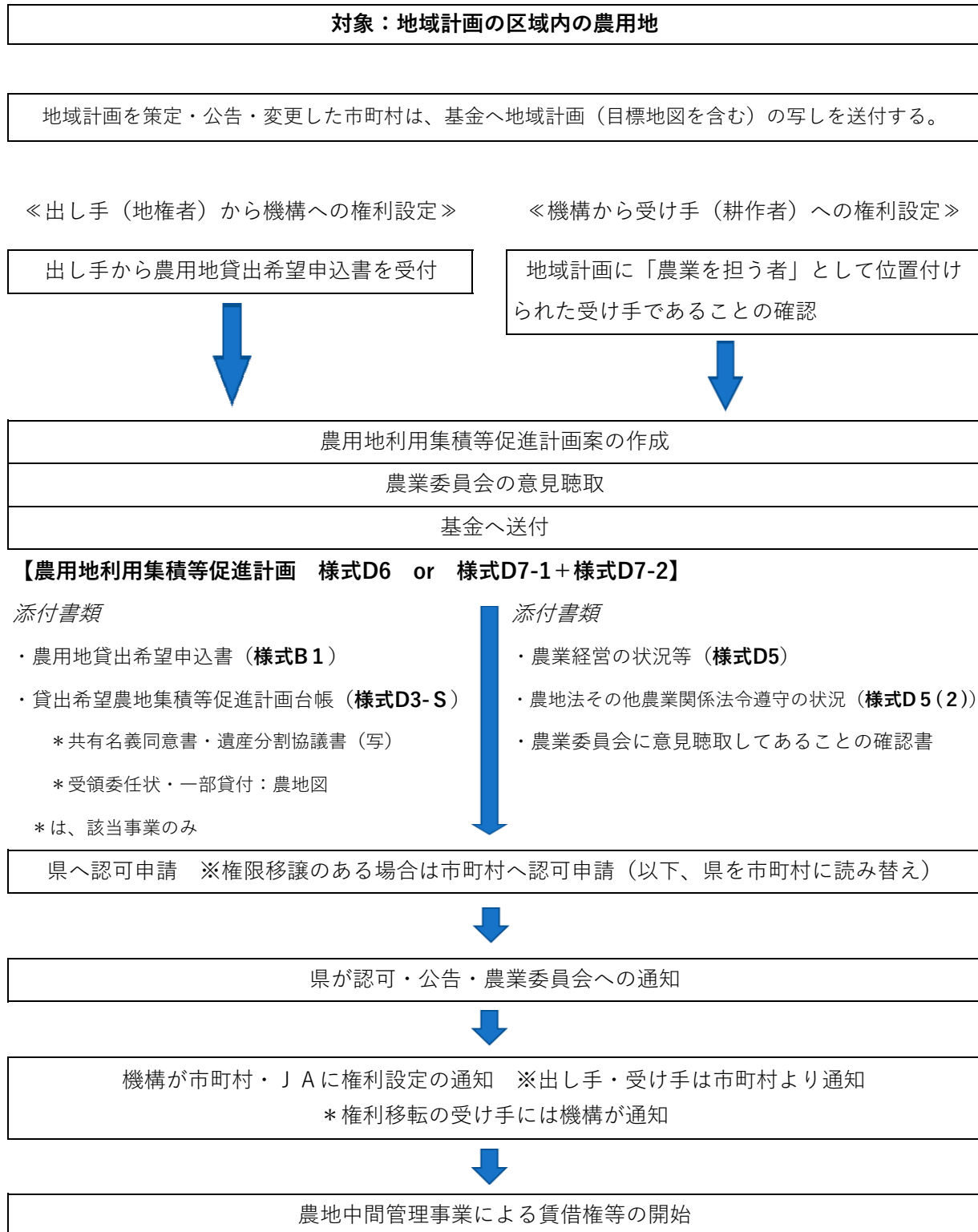
畑地、樹園地、茶園等については、一部で流動化の動きはあるものの、労働集約的で規模拡大に限界があることに加え、用排水施設や接道、果樹の場合は樹種や品種などの関係で借り手の確保が課題となっている。このため、借りたいと思えるような園地整備の可能性や新たな担い手(新規就農、農外参入等)の確保策などについて関係者間で検討を進める。

地域計画の区域外の農地についても、農業委員会からの要請に応じて、賃貸借等を図っていく。

さらに、担い手育成に資するため、JA等が実施している農業塾の卒業者等の新規就農予定者等のためにリタイアする農業者の農地等を事前に借り受け、希望するタイミングまで中間保有する取り組みを実施する。

第1章 業務全体の流れ 【事務処理フロー図】

I 【地域計画の区域内】



1 利用権の新規設定

基金は、愛知県農業振興基金農地中間管理事業規程（令和5年6月6日改正）に基づき、原則として地域計画（目標地図）に位置付けられた「農業を担う者」に対して貸し付けるものとする。

*農地中間管理事業規程（令和7年6月10日改正）

第3-3 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先決定ルール）

(1) 地域計画の区域内の農用地等

機構は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第19条第3項の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等を貸し付けるものとする。

また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合、市町村が、地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して促進計画を定めることが原則となるが、次の①から③のいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

- ① 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となり、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき
- ② 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき
- ③ 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付けるとき（目標地図の達成に支障を生じない場合に限る。）

○提出書類

- ① 農用地利用集積等促進計画（様式D6 または D7-1+D7-2）
- ② 農用地貸出希望申込書（様式B1）
- ③ 貸出希望農地 集積等促進計画台帳（様式D3-S）【注：D3は様式廃止】
- ④ 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（様式D5）
- ⑤ 賃借権設定を受ける者が法人の場合、その定款又は寄付行為の写し
- ⑥ 賃借権設定を受ける者が農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社）の場合、組合員名簿又は株主名簿の写し
- ⑦ 農業委員会に意見聴取してあることの確認書
- ⑧ 法令遵守の状況等（様式D5(2)）

○留意事項

様式D3-S 貸出希望農地 集積等促進計画台帳【注：D3は様式廃止】

「借受者情報(B)」欄には、目標地図に位置付けられた「農業を担う者」に○を付すこと。また、例外(農業を担う者以外に貸し付ける場合)には、事業規程における例外規定の該当番号(左ページの①～③)を付すこと。

*提出書類のうち④⑤⑥については、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成26年農林水産省令第15号・令和5年4月1日改正)第12条第3項により、「農用地利用集積等促進計画」への添付書類について省略できる場合がある。

記載事項及び省略可能事項等は、「添付資料VI(P-104)」**様式D5**「賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等」の記載省略についてを参照。

なお、記載と添付書類を省略する際は、「農用地利用集積等促進計画」に、規則の該当号数を記載すること。

⑧については、市町村が申告内容を確認して、基金への促進計画案の送付文章に、「権利の設定を受ける者から、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第2項第1号イ(2)に規定する農地法その他農業に関する法令の遵守の状況等について違反及び該当がない旨の申告を受けている。」等の文言を付記した場合は、「法令遵守の状況等」の提出は不要。

2 権利の移転

貸付先決定ルールは「1 利用権の新規設定」の場合と同様であるが、提出書類、留意事項は以下のとおり。

○提出書類

- ① 農用地利用集積等促進計画 (**様式D8**)
- ② 権利移転 集積等促進計画台帳 (**様式D3(2)**)
- ③ 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等 (**様式D5**)
- ④ 賃借権設定を受ける者が法人の場合、その定款又は寄付行為の写し
- ⑤ 賃借権設定を受ける者が農地所有適格法人(農事組合法人又は株式会社)の場合、組合員名簿又は株主名簿の写し
- ⑥ 農業委員会に意見聴取してあることの確認書
- ⑦ 法令遵守の状況等 (**様式D5(2)**)

○留意事項

様式D3(2) 権利移転 集積等促進計画台帳

「移転を受ける者の情報(B)」欄には、目標地図に位置付けられた「農業を担う者」に○を付すこと。また、例外(農業を担う者以外に貸し付ける場合)には、事業規程における例外規定の該当番号(左ページの①～③)を付すこと。

*提出書類のうち③④⑤⑦については、「1 利用権の新規設定」と同じ。

II 【地域計画の区域外】

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4 経営第3228号 農林水産省経営局長通知）

第6の6（1）

機構は、農地中間管理事業の重点実施区域（地域計画の区域）内の土地について促進計画を定めることが基本であると考え、重点実施区域外であっても、農業委員会による要請があった場合には、促進計画を定めることが適当。

農業委員会から機構に対して、促進計画の策定を要請する場合

対象：地域計画の区域外の農用地

《出し手（地権者）から機構への権利設定》

《機構から受け手（耕作者）への権利設定》

農業委員会が農用地利用集積等促進計画の記載事項の調整

農業委員会が市町村の意見聴取

促進計画の案及び市町村の意見を添付して、農業委員会から基金へ要請

【農用地利用集積等促進計画 様式D6 or 様式D7-1+様式D7-2】

添付書類

- ・農用地貸出希望申込書（様式B1）
- ・貸出希望農地 集積等促進計画台帳（様式D3-S）
 - * 共有名義同意書・遺産分割協議書（写）
 - * 受領委任状 * 一部貸付：農地図
- * は、該当事案のみ

添付書類

- ・農業経営の状況等（様式D5）
- ・農地法その他農業関係法令遵守の状況（様式D5(2)）
- ・市町村の意見書

利害関係人の意見聴取（基金HPで7日間）

県へ認可申請 ※権限移譲のある場合は市町村へ認可申請（以下、県を市町村に読み替え）

県が認可・公告・農業委員会への通知

機構が市町村・JAに権利設定の通知 ※出し手・受け手は市町村より通知
* 権利移譲の受け手には機構が通知

農地中間管理事業による賃借権等の開始

1 利用権の新規設定

農業委員会は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地の利用の効率化・高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画に定める事項を示して農用地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請することができる。

*農地中間管理事業規程（令和7年6月10日改正）

第3-3 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先決定ルール）

(2) 地域計画の区域外の農用地等

- ① 機構は、地域計画の区域外の農用地等では、法第18条第11項の規定に基づく農業委員会の要請と促進計画の案の提出又は法第19条第2項の規定に基づく市町村による促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行う。
- ② 機構は、農業委員会又は市町村等から提出があった促進計画の案について、次のア～エの観点について十分に確認した上で、貸付先の決定を行う。
 - ア 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること
 - イ 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること
 - ウ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること
 - エ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること
- ③ 機構は、基金のホームページに、当該計画について利害関係人が意見を提出することができる期間及び方法を明示して意見聴取を行う。

○提出書類

- ① 農業委員会から基金あての促進計画策定の要請文書（添付資料Ⅶ参照）
- ② 農用地利用集積等促進計画（**様式D6** または **D7-1+D7-2**）
- ③ 農用地貸出希望申込書（**様式B1**）
- ④ 貸出希望農地 集積等促進計画台帳（**様式D3-S**）【注：D3は様式廃止】
- ⑤ 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（**様式D5**）
- ⑥ 賃借権設定を受ける者が法人の場合、その定款又は寄付行為の写し
- ⑦ 賃借権設定を受ける者が農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社）の場合、組合員名簿又は株主名簿の写し
- ⑧ 促進計画の内容に対する市町村意見書（中間管理法基本要綱第6の6(2)）
- ⑨ 法令遵守の状況等（**様式D5(2)**）

○留意事項

様式D3-S 貸出希望農地 集積等促進計画台帳【注：D3は様式廃止】

「借受者情報（B）」欄の、※1目標地図欄及び※2事業規程第3-3（1）欄は「-」又は「外」を付すなどして計画の区域外であることを明示すること。

* 提出書類のうち⑤⑥⑦については、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号・令和5年4月1日改正）第12条第3項により、「農用地利用集積等促進計画」への添付書類について省略できる場合がある。

記載事項及び省略可能事項等は、「添付資料VI（P-104）」**様式D5**「賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等」の記載省略についてを参照。

なお、記載と添付書類を省略する際は、「農用地利用集積等促進計画」に、規則の該当号数を記載すること。

⑨については、基金への要請文書において、「権利の設定を受ける者から、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第2項第1号イ（2）に規定する農地法その他農業に関する法令の遵守の状況等について違反及び該当がない旨の申告を受けている。」等の文言を付記した場合は、「法令遵守の状況等」の提出は不要。

2 権利の移転

貸付先決定ルールは「1 利用権の新規設定」の場合と同様であるが、提出書類、留意事項は以下のとおり

○提出書類

- ① 農業委員会から基金あての促進計画策定の要請文書
- ② 農用地利用集積等促進計画（**様式D8**）
- ③ 権利移転 集積等促進計画台帳（**様式D3(2)**）
- ④ 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（**様式D5**）
- ⑤ 賃借権設定を受ける者が法人の場合、その定款又は寄付行為の写し
- ⑥ 賃借権設定を受ける者が農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社）の場合、組合員名簿又は株主名簿の写し
- ⑦ 促進計画の内容に対する市町村意見書（中間管理法基本要綱第6の6(2)）
- ⑧ 法令遵守の状況等（**様式D5(2)**）

○留意事項

様式D3(2) 権利移転 集積等促進計画台帳

「移転を受ける者の情報（B）」欄の、※1目標地図欄及び※2事業規程第3-3（1）欄は「-」又は「外」を付すなどして計画の区域外であることを明示。

* 提出書類のうち④⑤⑥⑧については、「1 利用権の新規設定」と同じ。

第2章 出し手・受け手に関する業務

(委託業務区分：中間管理事業に関する農用地利用集積業務)

1 貸出申込受付業務

【受託者の事務】

- (1) 受託者は、貸出希望者に農用地貸出希望申込書（様式B1）を配付する。又は、基金のホームページからダウンロードできることを案内する。
- (2) 既に中間管理事業の貸借対象者で、1年以内に期間が満了する者については、期間満了前に継続の意思の確認を行い、継続を希望する場合は申込書を配付すること。
- (3) 申込書の提出先は、受託者の窓口とする。なお、受託者の管内以外の土地の場合は、当該土地を管轄区域とする市町村あるいはJA等の窓口（基金がホームページで公表）を案内する。
- (4) 貸出希望があった場合には、貸出希望申込書に必要事項を記入させ、受け付けるものとする。貸出希望者が登記簿上の所有者であるか、面積が正しいかを農地台帳により確認する。なお、貸出希望農地の内、下記に該当する場合は借受しないこととする。

・再生利用が困難と判定されている遊休農地など農用地等として利用困難な場合（農地中間管理事業規程 第3-1（2））

- (5) 農地所有者が共有の場合、貸出希望申込書は連名で記載し、借賃受領代表者を定め、受領委任状（様式B2）を提出させること。
なお、共有者が多数の場合は、代表者が貸出希望申込を行い、他の共有者には同意書（様式B3）を提出させることとする。※共有名義者に係る詳細参照
- (6) 貸出希望者が未成年の場合、貸出希望者欄に法定代理人と連名で署名・捺印をさせることとする。
- (7) 貸出希望者と賃料の振込口座名義人が異なる場合は、受領委任状（様式B2）を提出させる。

○留意事項

- ① 貸出希望農用地は、市街化区域を除く区域内に限る。
なお、地域計画区域外及び農業振興地域外の場合は、機構集積協力金や次頁
- ⑤ 固定資産税の軽減措置は対象外となる。
- ② 基金は、受け手が見込まれない農用地は、借り受けない。
- ③ 1筆の一部について賃借権等が設定される場合は、「〇〇㎡の内〇〇㎡」と記載し、当該部分を特定できる図面を添付し、備考欄にその旨記載する。（様式B1）
- ④ 機構が借り受ける期間は、貸出希望者と協議して決める。
- ⑤ 地域計画ごとに所有する全ての農地を、10年以上の貸付期間で同一年に新たに機構に貸し付けた場合、固定資産税を3年間1/2に軽減できる。

相続税・贈与税の納税猶予を受けている場合に、機構を通じた貸借であれば納税猶予は継続できる。

- ⑥ 農用地の借賃は、その地域における通例を参考にして定める金額とする。
- ⑦ 機構から支払う借賃は、毎年、8月1日を基準日とし、12月末までに指定の預金口座へ振り込む。

○主な確認事項

チェック項目	チェック内容	借受適否	確認手段等
①借受対象農用地等の特定(所在・地番等)	①市街化区域外か	YES○ : NO×	・農地台帳等 ・固定資産課税台帳 ・登記事項証明書
②所有者と権利関係の確認	①所有者＝使用収益権者＝契約者か	YES○ : NO 注意	・農地台帳等 ・固定資産課税台帳 ・登記事項証明書
	②担保物件はないか	YES○ : NO 注意	
③税金・年金関係の確認	①相続税の納税猶予対象農地でないか	YES○ : NO 注意	・固定資産課税台帳 ・登記事項証明書
	②贈与税の納税猶予対象農地でないか	YES○ : NO×	
	③経営移譲していないか	YES○ : NO 注意	・農地台帳
④始期・終期の確認	①始期が作業日程上不都合ないか	YES○ : NO×	・作業日程 ・出し手の意向
	②期間は5年程度以上か	YES○ : NO 協議	
⑤ほ場条件の確認	①転貸可能か	YES○ : NO×	・現地確認等
	②賃貸料情報を参考に適用できるか	YES○ : NO 注意	

R8 業務手順書に新規追記

○共有名義者に係る詳細

貸主が死亡し、複数人が不動産を共同相続した場合や遺産分割協議が纏るまでの間は、物件は共有となり、貸主の地位も複数人に分かれる。このような場合、貸主間で意思が統一されていないと「誰に賃料を払うべきか」などで混乱が生じる。

① 賃料の支払い先

共有不動産の賃料請求権は、形式上は各共有者が持分に応じて持つが、実務上は「不可分債権」と考えられている。そのため、貸主の誰でも賃料全額を請求できるし、借主はそのうちの一人に全額支払えば義務を果たしたことになる。(民法 428 条)

受け取った賃料の分配は貸主同士の問題であり、借主には関係ない。

② 契約解除

契約解除については原則として、当事者が複数いる場合、全員で行う必要がある。(民法 544 条 1 項)

一方で、共有物の賃貸借契約の解除は「管理行為」とされ、民法 544 条 1 項は排除し、賃貸借契約の解除は共有持分の過半数の同意が必要との最高裁判例（東京地裁昭和 30・5・23 判決）がある。（民法 252 条）

【実務においては】

共有者全員で次の内容を話し合い決定してもらおう。

- ・ 誰が賃料を受け取るか。
- ・ 誰が修理や管理（租税、賦課金等の支払いなど）を担当するか。
- ・ 誰が契約関係の窓口か。

これらを決めて同意書と共有者が「誰なのか」を確認できる資料を添付する。

また、農用地利用集積等促進計画等の権利者欄には権利を有する者全員の氏名を記させる。（又は代表者氏名 外○名）

<参照条文>

○民法第 252 条（共有物の管理）

共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

○同法第 544 条（解除権の不可分性）

- ①当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、その全員から又はその全員に対してのみ、することができる。
- ②前項の場合において、解除権が当事者のうちの一人について消滅したときは、他の者についても消滅する。

<参照判例>

○最高裁昭和 39 年 2 月 25 日 事件番号 昭和 36 (オ) 397 (要旨)

共有者が共有物を目的とする賃貸借契約を解除することは民法第 252 条にいう「共有物の管理に関する事項」に該当し、右賃貸借契約の解除については同法第 544 条第 1 項の規定の適用が排除される解すべきことは所論のとおりである。・・・略

・・・ 共有物を目的とする貸借契約の解除は同法第 252 条但書にいう保存行為にあらず、同条本文の適用を受ける管理行為とするのが相当である。

2 農用地の条件調整等の業務

【受託者の事務】

- ※ 農用地利用集積等促進計画の申し出に必要なその他の書類と合わせて提出する。
- (1) 貸出希望者から期間・借賃及び土地改良区の賦課金等について希望聴取を行い借受予定者との間で調整を行う。
 - (2) 土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が計画されている農地については、機構関連事業について書面（**様式C1**）で説明を行い、出し手の氏名を記入するものとする。
 - (3) 受け手に対して、機構関連事業について書面（**様式C2**）により説明を行うものとする。

第3章 農用地利用集積等促進計画（利用権の新規設定）に係る手続き

1 農用地集積等促進計画案の作成

（委託業務区分：中間管理事業に関する農用地利用集積業務）

基金は、市町村及び市町村から指定を受けたJA等に農用地利用集積等促進計画案の作成を依頼する。

【受託者の事務】

- （1） 促進計画案として（**様式D6** または **様式D7-1：出し手用**）及び（**様式D7-2：受け手用**）を作成する。
- （2） 出し手及び受け手から、促進計画に同意の押印を受ける。
- （3） 賃借権の設定を受ける者の農業経営の状況（**様式D5**）を作成する。
- （4） 貸出希望農地集積等促進計画台帳（**様式D3-S**）【注：D3は様式廃止】を作成する。
- （5） 作成された促進計画を素案として、農業委員会の意見を聴取する。
- （6） 基金が指定する日までに下記記載の書類を提出する。

○提出書類

- ① 農用地利用集積等促進計画（**様式D6** または **D7-1+D7-2**）
- ② 農用地貸出希望申込書（**様式B1**）
- ③ 貸出希望農地 集積等促進計画台帳（**様式D3-S**）【注：D3は様式廃止】
- ④ 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（**様式D5**）
- ⑤ 賃借権設定を受ける者が法人の場合、その定款又は寄付行為の写し
- ⑥ 賃借権設定を受ける者が農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社）の場合、組合員名簿又は株主名簿の写し
- ⑦ 農業委員会に意見聴取してあることの確認書
- ⑧ 法令遵守の状況等（**様式D5（2）**）

○留意事項

様式D3—S 貸出希望農地 集積等促進計画台帳【注：D3は様式廃止】

「借受者情報(B)」欄には、目標地図に位置付けられた「農業を担う者」に○を付すこと。また、例外（農業を担う者以外に貸し付ける場合）には、事業規程における例外規定の該当番号（①～③）を付すこと。

なお、各筆のうち地域計画区域外の筆があるときは「利害関係人の意見聴取」を行う必要があるため、※1目標地図の欄に「－」又は「外」を付すなどして、当該筆が地域計画の区域外であることを明示すること。

*提出書類のうち④⑤⑥については、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号・令和5年4月1日改正）第12条第3項により、「農用地利用集積等促進計画」への添付書類について省略できる場合がある。

記載事項及び省略可能事項等は、「添付資料VI」様式D5「賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等」の記載省略についてを参照。

なお、記載と添付書類を省略する際は、「農用地利用集積等促進計画」に、規則の該当号数を記載すること。

⑧については、市町村が申告内容を確認して、基金への促進計画案の送付文章に、「権利の設定を受ける者から、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第2項第1号イ（2）に規定する農地法その他農業に関する法令の遵守の状況等について違反及び該当がない旨の申告を受けている。」等の文言を付記した場合は、「法令遵守の状況等」の提出は不要。

※ 地域計画の区域外の場合は、P6「1 利用権の新規設定」を参照

○農用地利用集積等促進計画 記載注意事項

- ① 土地の所在地は、登記のとおり記載すること。
(例：○○町1丁目1番)
*住所表示ではないので「番地」と表記しない。
- ② 設定する利用権の始期及び終期は、農用地利用集積等促進計画の始期及び終期欄に記載すること。
- ③ 共通事項の別表2 公課等負担に係る特約事項欄は、必ず記入すること。
(例 公課等の種類：土地改良区賦課金 負担区分の内容：土地所有者の負担とする。)
- ④ 借賃の支払い方法は、「振込」「物納」と記載すること。
- ⑤ 1筆の一部について賃借権等が設定される場合は、「○○㎡の内○○㎡」と記載し、当該部分を特定できる図面を添付すること。

※農用地利用集積等促進計画作成時の注意事項

個別事例	対応方法等
所有者の相続登記未了の場合	戸籍・除籍謄本などにより法定相続人を確認し、相続人の確認を行う
所有者が共有名義の場合	所有者全員の同意が得られた場合は、40年を超える利用権設定が可能
〃	所有者全員の同意が得られない場合、2分の1を超える共有持ち分の同意が得られた場合、40年以内の利用権設定が可能
地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借権がある場合（抵当権は除く）	権利を有する者全ての同意が必要

2 農用地利用集積等促進計画の決定

- (1) 機構は、農用地利用集積等促進計画案に基づき、地域計画区域外農用地を基金のホームページに掲載して利害関係人の意見聴取を1週間行う。
- (2) 機構は受託者から提出された農用地利用集積等促進計画案が、貸付先決定ルールにより受け手の選定がされているか確認する。
- (3) 下記事項について適合する場合、機構は、農用地利用集積等促進計画として決定する。
 - ① 法第18条第5項の各号の規定への該当性
 - ② 当該市町村の地域計画との整合性

3 農用地利用集積等促進計画認可申請

- (1) 基金は愛知県知事あての認可申請書を作成し、下記の添付書類とともに当該市町村を管轄する愛知県農林水産事務所農政課へ提出する。なお、名古屋市分は県農業振興課へ提出する。(法第18条第1項。規則第12条第2項)

○添付書類

- 1 貸出希望農地 集積等促進計画台帳（様式D3-S）【注：D3は様式廃止】
- 2 農用地利用集積等促進計画（様式D6 または D7-1及びD7-2）
（同意印を押印した原本は機構が保存し、県へは写しを提出する。）
- 3 受け手別
 - ① 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（様式D5）
 - ② 賃借権設定を受ける者が法人の場合、その定款又は寄付行為の写し

- ③ 賃借権設定を受ける者が農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社）の場合、組合員名簿又は株主名簿の写し
- ④ 法令遵守の状況等（様式D5(2)）

4 農用地利用集積等促進計画認可公告の通知

- (1) 基金は、県から認可された後、受託者に促進計画及び認可公告の写しを添付して、認可された旨を、理事長名通知で市町村・JA等に送付する。
※権利移転の受け手には基金から通知する。
- (2) 県による認可公告後、市町村から貸出希望者（土地所有者）、受け手に対して利用権設定の通知を行う。
- (3) 基金は、ホームページのお知らせ欄に次のとおり掲載する。

- ・農用地利用集積等促進計画による賃借権の設定等を行いました。
- ・令和〇〇年〇月〇日付けで愛知県知事から認可、同年〇月〇日付けで公告されました。これにより農地中間管理機構から次のとおり貸付が行われます。
〇〇市：受け手〇者、貸付面積〇〇h a（〇〇筆）

第4章 農用地利用集積等促進計画（権利の移転）に係る手続き

（委託業務区分：契約管理に関する業務）

現に機構から権利の設定を受けている者から、経営移譲等により後継者が権利の移転を受ける場合、権利の移転手続きを経て、権利の設定を受けている権利の内容及び残存期間と同一の条件で権利の移転をすることができる。

また、現に機構から権利の設定を受けている担い手から、権利の移転手続きを経て、他の担い手へ権利の移転を行うこともできる。

※ ただし、これまでの権利の内容を変更する場合は、合意解約を行い再度、権利の設定を行うことになる。

○提出書類

- ① 農用地利用集積等促進計画（様式D8）
- ② 権利移転 集積等促進計画台帳（様式D3(2)）
- ③ 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（様式D5）
- ④ 賃借権設定を受ける者が法人の場合、その定款又は寄付行為の写し
- ⑤ 賃借権設定を受ける者が農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社）の場合、組合員名簿又は株主名簿の写し
- ⑥ 農業委員会に意見聴取してあることの確認書
- ⑦ 法令遵守の状況等（様式D5(2)）

○留意事項

様式D3(2) 権利移転 集積等促進計画台帳

「移転を受ける者の情報（B）」欄には、目標地図に位置付けられた「農業を担う者」に○を付すこと。

また、例外（農業を担う者以外に貸し付ける場合）には、事業規程における例外規定の該当番号（①～③）を付すこと。

なお、各筆のうち地域計画区域外の筆があるときは「利害関係人の意見聴取」を行う必要があるため、※1 目標地図の欄に「－」又は「外」を付すなどして、当該筆が地域計画の区域外であることを明示すること。

* 提出書類のうち③④⑤⑦については、「第3章 利用権の新規設定」と同じ。

※ 地域計画の区域外の場合は、P10の2権利の移転を参照

【受託者の事務】

- (1) 受託者は、農用地利用集積等促進計画案（権利の移転関係）（様式D8）を作成し、権利の移転をする者及び権利の移転を受ける者の押印を受け、作成した促進計画を素案として、農業委員会の意見を聴取する。

- (2) 貸出希望農地集積等促進計画台帳（**様式D3(2)**）を作成する。
- (3) 貸借権の設定を受ける者の農業経営の状況（**様式D5**）を作成する。
- (4) 機構が指定する日までに上記記載の書類を提出する。

[基金の事務]

- (1) 機構は、市町村から提出を受けた農用地利用集積等促進計画案（権利の移転関係）の内容を審査し、地域計画の区域外農地について、ホームページに掲載して利害関係人の意見聴取を1週間行い、適当と認められる場合は機構の計画として決定する。
- (2) 基金は、愛知県知事に農用地利用集積等促進計画の認可申請を行う。
- (3) 基金は、県による認可公告後、認可公告の写しを添付して認可された旨を受託者及び権利の移転を受ける者に通知する。

第5章 契約の変更・再貸付等の業務

(委託業務区分：契約管理に関する業務)

1 合意解約の手續

(1) 出し手からの合意解約

【受託者の事務】 *概念図の番号とは異なります。

出し手の都合により合意解約の申し出があった場合には、受け手の合意が得られることを条件に機構は合意解約に応じるものとする。

なお、賃貸借から使用貸借に変更する場合、あるいは使用貸借から賃貸借に変更する場合も一旦合意解約をし、改めて新規に手続きを行うことが必要である。

受託者は、出し手から合意解約の申し出があった場合には、

- ① 受け手に対して合意解約についての意向確認及び条件確認を行う。
- ② 出し手に対して書類作成の指導を行う。
- ③ 受け手に対して、書類作成の手助けをする。
- ④ 出し手及び受け手により合意解約内容が記載され、押印された書類を機構へ提出する。

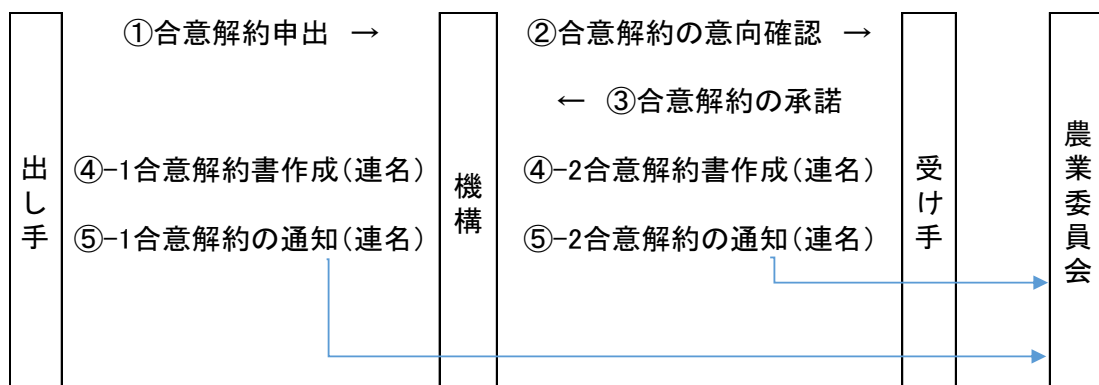
【基金の事務】

・機構は、貸借の当事者として内容を確認のうえ押印し、受託者に返送する。

【受託者の事務】 *概念図の番号とは異なります。

- ① 受託者は、書類を農業委員会へ提出する。
- ② 農業委員会の届出受理がされたら、その旨を、出し手、受け手及び機構に連絡（書類の送付）をする。

《概念図：出し手の意向による合意解約》



【注意】

合意解約の手續・必要書類は、手続きを行う農業委員会に確認すること。

(2) 受け手からの合意解約

【受託者の事務】 *概念図の番号とは異なります。

受け手から止むを得ない事情（経営破たん等）により合意解約の申し出があった場合には、機構はその事情を調査し、検討した上で合意解約に応じるものとする。

なお、受け手と合意解約を行うと未貸付地となるため、新たな受け手を早期に確保することが重要となる。

受託者は、受け手から合意解約の申し出があった場合で、他の受け手が直ちに見つからない場合は、

① 出し手に対して合意解約についての意向確認を行う。

⇒出し手が合意解約に応じる場合は、

② 出し手、受け手に対して合意解約書類作成の指導・手助けを行う。

③ 出し手及び受け手により合意解約内容が記載され、押印された書類を機構へ提出する。

⇒出し手が合意解約に応じない場合は、

② 基金と受け手との間の合意解約書作成の指導・手助けを受け手に対して行う。

③ 受け手と機構との間の合意解約内容が記載され、受け手の押印された書類を機構へ提出する。

*概念図の番号とは異なります。

[基金の事務]

機構は、貸借の当事者として内容を確認のうえ押印し、受託者に返送する。

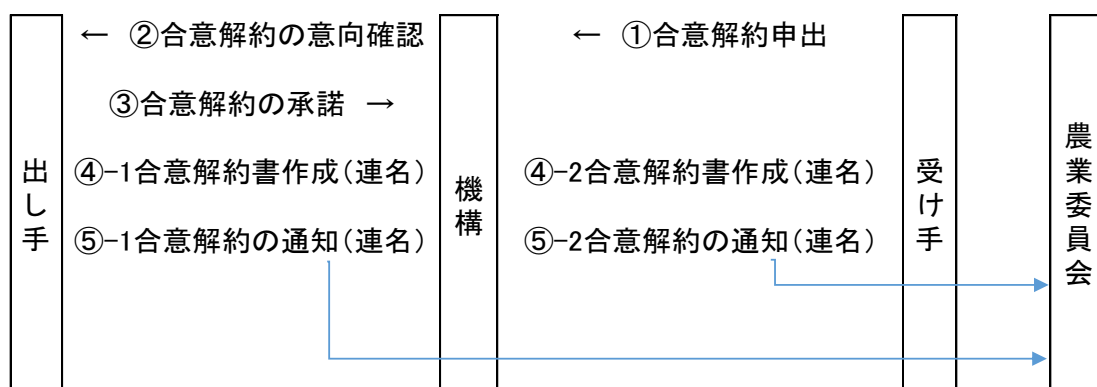
【受託者の事務】

① 受託者は、書類を農業委員会へ提出する。

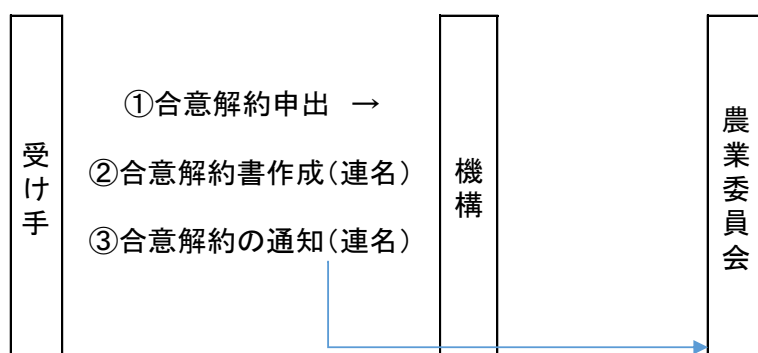
② 農業委員会の届出受理がされたら、その旨を、出し手、受け手及び機構に連絡する。

*概念図の番号とは異なります。

《概念図:受け手の意向による合意解約》



《概念図:受け手と機構の間みの合意解約》



【注意】

合意解約の手続・必要書類は、手続きを行う農業委員会に確認すること。

共有名義となっている筆の合意解約における権利者の取り扱いについてはP 9の「共有名義者に係る詳細」を参照。

- ◎ 受け手とのみ合意解約となった場合は、早期に未貸付状態が解消するように、機構と受託者は協力して新たな借受希望者の確保に努めるものとする。

[基金の事務]

- ① 機構は、未貸付となった農地について「農用地等管理業務実施要領」に基づき、管理を実施する。
- ② 未貸付状態で2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができない見込みがないと認められるときは、知事の承認を受けて、中間管理権に係る契約を解除する。

2 相続に係る手続き業務

(委託業務区分：契約管理に関する業務)

出し手・受け手が死亡した場合の利用権は、相続人に継承されるので、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の変更手続きの必要はないが、機構及び農業委員会への名義変更届は必要である。

なお、この手続きは、賃貸借の場合であって、使用貸借による権利の場合、受け手の死亡により、その効力を失う。(民法第597条第3項：使用貸借は借主の死亡によって、その効力を失う。)

受託者は、出し手・受け手の相続人から相続の発生の連絡があった場合には、名義変更のための書類作成の指導、書類の受理及び機構への送付を行う。

相続人複数で共有名義相続の場合は、P9 共有名義者に係る詳細を参照。

(1) 出し手の死亡の場合

【受託者の事務】

- ① 出し手の相続人から、名義変更届(様式E1)及び相続登記後の土地の登記事項証明書(写し)を受領し機構に提出する。
- ② 相続登記前であっても、遺産分割協議書が作成済みであれば、登記事項証明書に替えてその写しでも可。遺言書は不可。
- ③ JAは賃料の支払い事務の時期までに、相続登記あるいは遺産分割協議書作成前であっても、相続人全員によって賃料支払の代表人の口座の指定ができる場合は、その受領委任状を徴取することによって、相続人代表者に賃料の支払いを行う。
- ④ 使用貸借で出し手の死亡の場合、相続により包括承継されるのでそのまま(同内容で継続して)貸すのであれば、名義変更届で足りる。

[基金の事務]

- ① 出し手の相続人は農地法第3条の3第1項の規定により、別途農業委員会への届出を行う義務があるが、機構は、必要があると認められる場合には名義変更届の写しを所管する市町村農業委員会へ参考送付する。

(2) 受け手の死亡の場合

【受託者の事務】

- ① 受け手は、名義変更届(様式E2)に他の相続人の同意書(様式E2)を添付して機構へ提出する。
- ② 相続人が、継続して耕作を行う意思がない場合は、促進計画(様式D8)により新たな受け手への権利移転、あるいは、合意解約を行う。(手続きはそれぞれの項を参照)

使用貸借の場合は、促進計画(様式D7-2)により新たな受け手への権利設定、あるいは、出し手との合意解約を行う。

3 満期契約の再貸付等の業務

(委託業務区分：契約管理に関する業務)

権利設定期間の満了において、以下のように区分を分類する。

- ① **新規**：中間管理権の設定前の3月末時点から基金に貸し付けられるまでの間、利用権の設定がされていないもの。
- ② **更新**：中間管理権の設定以前に、農地利用集積円滑化事業及び利用権設定等促進事業等により、利用権の設定があったもの。
- ③ **再貸付**：中間管理権の契約が満了し、継続して中間管理権の設定を行うもの。(D5省略可)

● 中間管理権の設定期間満了に伴う手続き

- (1) 賃貸借契約の終了後に引き続き賃貸借契約を継続するには、農用地利用集積等促進計画を作成しなければならない。そのため、出し手・受け手に契約期間の満了予定日を予告する通知文書(様式E6)・(様式E7)を送付し、意向を確認する。
- (2) 期間満了の通知後、出し手から再貸付の意思表示がない場合、その農地を返還する。
この場合、受け手は、農用地利用集積等促進計画の共通約定事項に定めるところにより、期限までに原状回復して返還する義務を負うので、通知対応には注意が必要。
- (3) 業務委託先の市町村とJA及び公社とで業務分担を事前に協議して、通知処理対応を決定しておく。

【受託者の事務】

- (1) 受託者は、既に中間管理事業の貸借対象者で、1年以内に期間が満了するものに、契約期間満了の通知(様式E6)・(様式E7)をし、契約の再貸付の意思確認を行う。
- (2) 再貸付希望者には、農用地貸出希望申込書(様式B1)及び農用地利用集積等促進計画(一括設定の場合、様式D6)を配付する。

4 その他の契約管理事務

(委託業務区分：契約管理に関する業務)

【受託者の事務】

出し手・受け手から口座変更及び住所変更や賃借料変更等の連絡があった場合には、所定の様式（内容がわかれば任意様式でも可）により受理し、機構に送付を行うものとする。

第6章 賃料相場の検討・借賃徴収・賃料支払事務業務

(委託業務区分：賃料相場、精算支払に関する業務)

1 賃料相場の検討業務

【受託者の事務】

地域によっては賃料相場に統一性が無く、共有化された賃料相場形成が課題となっている場合がある。中間管理事業における賃料の調整においても地域で共有化された賃料相場基準に準拠することが望ましいことから、地域の実情に応じて、賃料相場形成のための検討会を行うものとする。

(参考)

賃料相場に影響する主な項目

	項目	選択肢	課題
1	基準賃料の算定方式	農業の粗利益（販売－生産費）から算定 販売（米価）に連動して算定 基礎経費（固定資産税・賦課金）基準	標準小作料設定の時は、粗利益方式が基本 最近は米価連動や基礎経費からの算定 賃料ゼロも増加傾向
2	賃料の表記方法	金額方式 現物換算方式（主に玄米kg）	現物（玄米kg）の場合、仮渡金で金額に換算する
3	加減算要素	基盤整備状況（パイプライン・開水） 一筆の区画規模	乗率で換算する方式が多い
4	水利費包含	込タイプ 別タイプ	含むか含まないかで大きく異なる
5	畦畔草刈り責任	地主 耕作者	トラブルになりがちな要素であるので予め整理しておく
6	賃料の変更方法	当年度契約対象型 過去契約対象型	当年度契約のみか全契約か
7	決定主体	単独型 協議型	協議会の運営 (構成、座長、事務局)

* 農地法第52条（情報の提供等）

農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

〇〇年度 農地賃貸料相場表（イメージ：ひな形）

〇〇年〇〇月
 農地中間管理機構
 〇〇市〇〇課
 〇〇市農業委員会
 JA〇〇営農センター

（反当り：円/俵）

地区区分	基盤整備	田	畑地	左記以外
〇〇地区	整備済			
	整備未了			
〇〇地区	整備済			
	整備未了			
上記以外の地区	整備済			
	整備未了			

※耕地の区画規模、給水に応じて以下の率を乗じて調整する

給水条件	1反区画以下	2反区画	3反区画	5反区画以上
パイプライン	80%	90%	100%	120%
オープン水路	70%	80%	90%	110%

※段階別賃借料金の設定内容（面積別基準）

面積 (㎡)	0 ~ 499	500 ~ 599	600 ~ 699	700 ~ 799	800 ~ 899	900 ~ 999	1,000 ~ 3,999	4,000 ~ 7,999	5,000 以上
加減率 (%)	50 以下	50	60	70	80	90	100	110	120

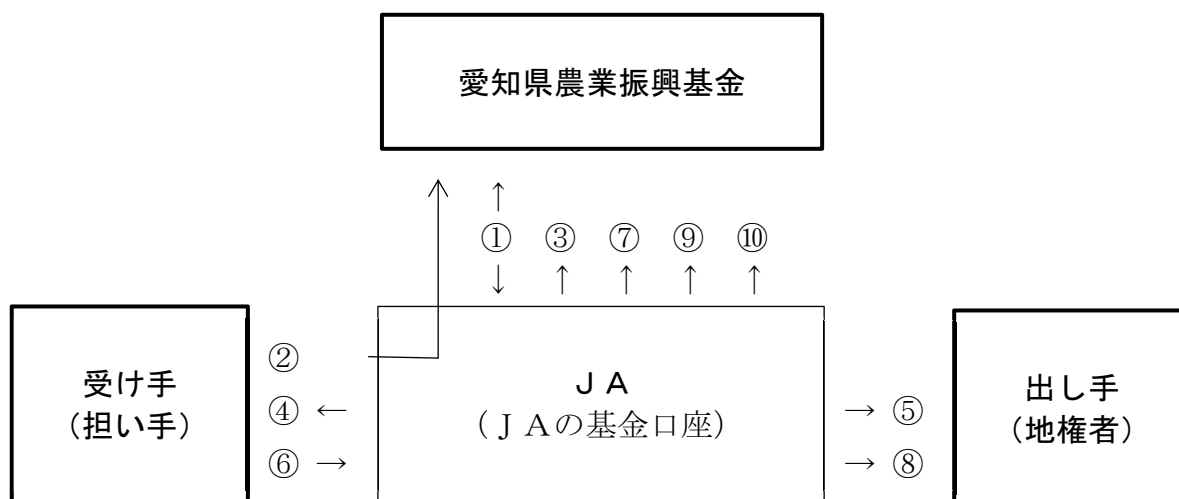
※上記の賃料相場、以下の事項を前提としているため、異なる場合等は別途加減算等調整。

- ①土地改良区水利費を含めている。
- ②町内土木費
- ③畦畔草刈りは、耕作者が行う。
- ④耕地面積は、農地台帳面積とする。
- ⑤現物（米価）表記の場合は、毎年仮渡金に応じて改訂する。

2 賃料の精算・支払に関する業務

(委託業務区分：契約管理に関する業務)

賃料徴収・支払事務の流れ図



- ① JAと基金において、「貯金口座振替に関する契約書」及び「貯金口座振込に関する契約書」を締結
 - ※ 基金がJAの店舗にて貯金口座（普通貯金無利息型－決済用）を開設
 - ※ 中間管理事業開始時のみの手続き
- ② 受け手から「貯金口座振替依頼書」を徴求し、貯金口座振替依頼書はJAにて保管。2枚目の貯金口座振替申込書を基金に送付
 - ※ 中間管理事業を利用する初回のみ徴求
- ③ JAから基金に賃料精算予定額等の報告（基金からJAに確認結果を報告）
- ④ JAから受け手へ貯金口座振替額の通知
- ⑤ JAから出し手へ貯金口座振込額の通知
- ⑥ 受け手の貯金口座からJAに開設した基金貯金口座へ振替（他金融機関の場合は、受け手が基金口座に振込む）
- ⑦ JAから基金に貯金口座振替結果の報告
- ⑧ JAに開設した基金貯金口座から出し手の貯金口座へ振込
- ⑨ JAから基金に貯金口座振込結果の報告
- ⑩ 振込額が15万円を超える場合は、「不動産の使用料等の支払調書」を作成し基金に提出（基金から税務署に提出）

◆ 賃料徴収事務（受け手からの振替）

（1） J Aと「賃料受入業務」の契約締結

農地中間管理事業の賃借権が設定された農地の賃料受入業務（受け手の貯金口座から賃料の振替）を委託するため、J Aと「貯金口座振替に関する契約書」を締結（委託業務開始時のみ）する。

（2） 賃料の受入れ（受け手から振替）の流れ

- ① J Aは、農用地利用集積等促進計画により賃借権が設定された受け手ごとに賃料を取りまとめ、計画に定める振替期限までに受け手の貯金口座から基金の貯金口座に振替える。

※ 徴収期限について

- ・ 8月1日までに受け手が借り受けた場合、その年の12月20日頃まで（注）稲・麦・大豆等、国からの補助金振込日等を勘案して設定してください。
- ・ 8月2日以降に受け手が借り受けた場合は、翌年の12月20日頃まで

- ② 農地中間管理事業の賃料が発生する受け手の貯金口座から振替えるために「貯金口座振替依頼書」を受け手に送付し、J Aの窓口への提出を依頼する。その後、J Aは依頼書を保管し、貯金口座振替申込書を基金へ送付する。

（3） 賃料の振替通知及び基金への結果報告

- ① 受け手からの振替金額及び出し手への振込金額が確定した後、「振替・振込期日等連絡票」（様式F1）に処理日および件数、金額を記載のうえ基金へF A X・電子メールで報告を行う。

また、受け手には賃料の振替予定日と金額を、出し手には賃料の振込予定日と金額を通知する。

- ② J A営農部署（中間管理担当部署）は振替実施後速やか（振替処理後、翌営業日）に金融担当部署より振替結果の報告を受け、その結果（依頼件数・金額、正常処理件数・金額、処理不能件数・金額）を「振替・振込結果報告」（様式F2）に記載し、基金へF A X・電子メールで報告する。

併せて、振替結果一覧（振替不能の個別明細がわかるもの）を速やかに基金へ送付する。

- ③ 振替不能となり、賃料の回収ができなかった受け手に対しては、J Aは再度請求を行い賃料の回収に努める。
- ④ 振替できなかった賃料があり、出し手への賃料支払資金が不足する場合は、必要に応じ基金よりJ Aの基金の普通貯金口座へ入金（立替金）する。

- ⑤ 回収できなかったもの（基金の立替金）について、J Aと基金が協力し回収する。回収した賃料は、基金の普通貯金口座に入金するとともに、受け手の氏名と金額を基金へ報告する。

◆ 賃料支払事務（出し手への振込）

（1）J Aと「賃料支払業務」の契約締結

農地中間管理権を取得した農地の賃料支払業務（出し手の貯金口座へ振込）を委託するため、J Aと「貯金口座振込に関する契約書」を締結（委託業務開始時のみ）する。

（2）賃料の支払い（出し手への振込）の流れ

- ① J Aは、農用地利用集積等促進計画により賃借権が設定された出し手ごとに賃料を取りまとめ、農用地利用集積等促進計画に定める振込期限までに、申し込み時に出し手から指定された貯金口座へ振り込む。

※ 支払い期限について

- ・ 8月1日までに機構が借り受けた場合、その年の12月末まで
注）支払財源の確認、必要な調整が行なえるように、徴収期日から5日程度以上の期間をあけてください。
- ・ 8月2日以降に機構が借り受けた場合は、翌年の12月末まで

（3）賃料の振込通知及び結果報告

- ① 出し手への賃料を、基金の普通貯金口座から出し手の貯金口座へ振り込む。
J Aは、出し手に賃料の振込予定日と金額を通知するとともに、基金へも「振替・振込期日等連絡票」（**様式F1**）によりF A X・電子メールで報告する。
- ② J A営農部署（中間管理担当部署）は振込実施後速やか（振込処理後、翌営業日）に金融担当部署より振込結果の報告を受け、その結果を「振替・振込結果報告」（**様式F2**）により基金へF A X・電子メールで報告する。
併せて、振込結果一覧（振込不能の個別明細がわかるもの）を速やかに基金へ送付する。
- ③ 振り込みが完了した後、賃料の支払い（同一人に対するその年中の支払金額の合計）が15万円を超える出し手については、「不動産の使用料等の支払調書」を税務署へ提出する必要があるため、可能な限り早期に作成に必要なデータ整理を行い、その電子データを基金に送付する。（提出期限：1月20日）

この場合の電子データは、支払調書作成に必要な項目を網羅した Excel データとする。

【必要な Excel 項目】

住所、氏名、対象農地の所在地番、地目、面積、支払賃料、マイナンバー（JAが可能な限り確認を行い入力する。）

住所	氏名	所在地番	地目	面積	支払賃料	マイナンバー

なお、電子データでの提出が困難な場合は、あらかじめ基金に連絡のうえ、紙による支払調書を基金に提出する。

また、電子データあるいは紙資料の提出にあたっては、「第8章 個人情報の取り扱い」に基づき情報漏洩の無いように注意すること。

- ④ 振込不能となった出し手については、JAで原因を確認、解消した後、賃料を振り込む。振り込みできたものについては、出し手の氏名と金額を基金へ報告する。
 - ⑤ 相続等により出し手に振り込みできないものについては、基金に報告した後、JAと基金で継続管理を行う。
- ・ JAは、振り込みができなかった出し手に対し、口座振込ができなかったことを通知し、その原因を確認する。振込不能の原因の解消が図られた後、あらためて出し手への賃料支払いを実施する。
 - ・ 相続人及び相続人の貯金口座が確認できた場合は、相続人（出し手）の貯金口座に支払うと共に、相続人の確認に使用した書類（名義変更届、土地の登記事項証明、遺産分割協議書等）の写しを基金に提出する。

第7章 業務委託の概要

農地中間管理事業の推進に関する法律は、各都道府県に一つの農地中間管理機構を都道府県が指定することとしているが、都道府県内全域を対象として農地貸借の調整をするためには、地元の市町村・農業委員会・JAあるいは各種の農業団体の協力を得なければならないことから、中間管理事業の業務についても委託し実施することが想定されている。

特に愛知県においては、農地保有合理化法人であった（社）愛知県農林公社が解散され（公財）愛知県農業振興基金が農地中間管理機構の指定を受けているが、基金は単独でこの事業を実施することが困難であり、貸借の調整（土地所有者や農地の受け手との書類作成等）をはじめ現地に密着したほとんどの業務は市町村、JA等に業務委託をして実施するものである。

1 業務委託契約の締結

基金は、農地中間管理事業を効率的かつ円滑に推進するため、県内の市町村、農業協同組合及び農林業公社しんしろに事務を委託する。

委託する業務内容は、受託者の同意を前提として、受託者が管轄する地域において包括的な農地調整を行うために必要な農地中間管理事業の業務とする。

ただし、国の規則で委託することが認められていない業務を除く。

また、受け手農家からの借賃徴収業務及び農地所有者への賃料支払業務は、金融事業を有するJAのみに委託する。

(1) 業務委託契約書の作成

基金は、業務の委託に当たって（毎年度初めに）、業務委託契約書を作成の上、受託者と契約を締結する。

(2) 委託業務の内容

- ・市町村・農業協同組合及び市町村公社

農地中間管理事業業務委託内容	
1	農地中間管理事業に関する農地利用集積業務 <ul style="list-style-type: none">・農用地利用集積等促進計画案の作成業務・中間管理事業扱い農地の貸出・借受の受付・農地台帳情報との照合確認・出し手・受け手の調整業務・中間管理情報システムへの情報入力・上記業務の実施に当たって必要な関連業務
2	農地に関する権利の契約情報管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none">・契約情報の保全業務

<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の変更（相続・合意解約等）に関する業務 ・ 権利移転の手続きに関する業務 ・ 満期契約の更新・再貸付に関する業務 ・ 契約の照会・相談への対応 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 <p>3 賃料相場、精算支払に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の賃料相場の検討業務 ・ 受け手からの借賃徴収業務（案内、督促含む） ・ 出し手（農地所有者）への賃料支払業務（案内通知含む） ・ 支払調書取扱い業務（個人情報扱い、税務調書用データの整理等） ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務

・ 愛知県土地改良事業団体連合会

農地中間管理事業業務委託内容
<p>1 農地中間管理事業の活用が見込まれる農業農村整備事業（関連事業含む） 地域を対象にした次の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地中間管理事業活用のための説明・相談対応・助言業務 (2) 上記業務に必要な資料作成業務 <p>2 国、県、機構に対する農地中間管理事業推進のための情報提供並びに協議・ 打合せ対応業務</p>

・ 愛知県農業会議

農地中間管理事業業務委託内容
<p>1 地域の賃料相場の調査及び分類の整理</p> <p>2 県、機構に対して貸付意向の農地情報とマッチング支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 貸付意向のある農地情報の収集業務 (2) 農起業支援ステーション等（農大、普及課）への情報提供業務

【受託者の事務】

- (1) 受託者は毎年度初めに基金との間で、契約書の取り交わしを行う。
- (2) 受託者は毎年度初めに委託業務実施計画書を提出する。
(計画書様式 市町村：**様式G2**、JA等：**様式H2**) ※公印押印不要
- (3) 受託者は委託業務を完了したときは委託業務実績報告書を毎年度3月31日までに基金に提出する。 ※公印押印不要
(実績報告書様式 市町村：**様式G3**、JA等：**様式H3**)
- (4) 基金による額の確定を経て、受託者は委託料の請求書を提出し、委託料の受領を行う。 ※公印押印

注. 業務委託については、別途定める「農地中間管理事業業務委託実施要領」を参照のこと。(令和8年4月1日改訂)

2 委託先の役割分担

委託先の市町村とJA及び公社とで業務重複があるので、円滑に業務をするためにあらかじめ話し合いにより取り決めておくことが望ましい。

参考として市町村とJAとの間の農地中間管理事業に係る業務を表にまとめたので、役割分担を取り決める場合に利用されたい。

区分	業 務	市町村	J A ・ 公 社
貸出受 付対応	地主から貸出の希望相談があったとき相談対応し貸出条件について調整する業務		
	「貸出申込書」への記入にあたって地主からの相談に対応し、その書類を確認受理する業務		
	農地の現況を確認する業務（地域計画：目標地図の確認業務を含む）		
受け手 対応	受け手を地域計画：目標地図より選定し、受け手へ打診し、賃料について調整する業務		
	受け手の候補が複数ある場合に、受け手を絞り込み、調整する業務		
不成立 の対応	受け手が見つからない場合に、貸出希望者へ不成立となったことを回答する業務		
計画書 の策定	「農用地利用集積等促進計画案」を作成する業務		
	出し手から書類に押印徴収業務		
	受け手から書類に押印徴収業務		
	農業委員会に提出し計画案を決定する業務	○	
合意 解約	農地の転用等により中間管理権の解除の申し出があったときに受け手の了解を経て「合意解約書」を作成し、機構へ同意を求める業務		
相続 対応	相続があったときに「名義変更届」を受け付け、機構へ通知する業務		
権利 移転	受け手から農地の集約化の希望が出されたとき、受け手間で農地交換の調整を行う業務		
	受け手間で農地交換の調整ができた段階で、促進計画の「権利移転」関係書類の作成を行う業務		

遊休農地対応	農業委員会から情報提供された農地法 35 条の「遊休農地情報」に基づき受け手の候補者を探索し、受け手の有無の情報を付して機構へ照会する業務	○	
	遊休農地所有者から中間管理事業の利用希望が出された場合、受け手候補者を探索し、受け手の情報を付して機構へ照会し、照会結果を出し手へ通知する業務	○	○
賃料業務	農地台帳情報に基づきその年の賃料を計算し、受け手へ請求し、収納する業務		○
	農地台帳情報に基づきその年の賃料を計算し、出し手へ振込案内を行い、振込する業務		○
	地域の「賃料相場」を協議し決定する業務	○	○
満期契約の更新案内と手続	満期到来契約について到来前に出し手及び受け手に対して更新の案内を通知する業務		
	満期到来契約者に更新の手続きを行う業務（促進計画（一括）の作成、押印徴取）		
広報業務	窓口ヘリーフレット等を配置するとともに、年1回程度、広報誌やその他の方法を通じて農地中間事業の紹介を行う業務	○	○
契約情報管理業務	農地中間管理事業に関する契約情報を管理し、出し手や受け手からの確認要請に対応して随時に照会対応する業務	○	○

第8章 個人情報の取り扱い

農地中間管理事業を実施するにあたって、個人情報（特定個人情報を含む。）の利用は必須となるので適正に利用するとともに、情報漏洩が無いように十分な安全管理措置を講じる必要がある。

1 個人情報の利用

農地中間管理事業の利用を希望する者（個人・法人）から提出された農用地貸出希望申込書、農用地等借受申込書等に記載された情報あるいは口頭で開示された情報は、農地中間管理事業の実施に必要な範囲で利用可能である。

また、農地法施行規則第103条第1項において、「農業委員会は、農地中間管理機構に対して、その求めに応じ、農地台帳に記載された事項を提供するものとする。」と規定されていることから、受託者が農地中間管理事業の実施としての受け手と出し手の調整、賃料の徴収・支払い業務等において、農地台帳に記載された全事項を利用することが可能である。

2020年版 農業委員会業務必携（全国農業会議所発行）より抜粋

(表1) 農地台帳の管理項目

農地法(条文、政省令)で定められている管理項目	<ul style="list-style-type: none">①所有者の氏名・名称、住所②所在、地番、地目および面積③貸借人等の氏名・名称、住所④貸借権等の種類・存続期間、借賃等の額⑤耕作者の氏名・名称、住所、整理番号⑥遊休農地に関する措置⑦所有者の権利設定・移転の意向⑧農振法・都計法の区域区分⑨納税猶予の適用状況⑩農地中間管理権の状況⑪その他必要な事項 <p style="text-align: right;">→世帯および就業、営農の状況、経営意向等、農地の利用状況、相続の報告、仮登記の設定状況、各種交付金・補助金の適用状況 等</p>
-------------------------	--

(表2) 農地台帳の公表項目

①インターネット等で公表	「全国農地ナビ」により インターネットで公表 (全国農業会議所が構築)	農地集積・集約化を進めるため、 農地中間管理機構にはすべての情報を提供
所在、地番、地目および面積 賃借権等の種類・存続期間 耕作者ごとの整理番号 遊休農地の措置の実施状況 貸付けに関する所有者の意向 農振法・都市計画法等の区域区分 「機構」が借りている農地かどうか		
②農業委員会等の窓口でのみ公表		
所有者の氏名・名称 賃借人等の氏名・名称 耕作者の氏名・名称		
③非公表		
所有者の住所 賃借人等の住所 借賃等の額 権利移動に係る手続きの根拠法 納税猶予の適用状況 その他必要事項		

※市街化区域内の農地は、農地台帳に記録されているすべての事項について非公表

2 特定個人情報（マイナンバー）の利用

農地中間管理事業で利用する特定個人情報は、単年度において15万円を超える賃料支払いがあった場合に税務署への提出が義務付けられている「不動産の使用料等の支払調書」に記載する場合に限られる。

このため、これに該当する事務が発生するJAに限って、該当者から特定個人情報を取得してその番号を支払調書へ記入し、基金へ提出する事務として特定個人情報を扱うこととなる。

3 個人情報の情報漏洩対策

個人情報の扱いについては、各市町村・JAにおいて組織的安全管理措置等が内部統制されているところなので、それらを遵守することはもとより、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を遵守し、情報漏洩が生じないように注意する。

4 受託者と基金との間において個人情報を含んだ資料・データを受け渡す場合の注意事項

① 紙資料の場合

資料は中の見えない形状の封筒等に入れたうえで封かんを行い、郵送あるいは手渡しにより受け渡しを行う。

② 電子データの場合

データは暗号化したうえで、次のいずれかの方法により受け渡しを行うものとする。

ア) 光ディスクに記録し、封筒等に入れたうえで封かんを行い、郵送あるいは手渡しにより受け渡しを行う。また、復号化に必要なパスワード等は別の手段により通知すること。

イ) 電子メールに添付して受け渡しを行う。また、復号化に必要なパスワード等は同じメール内で通知しないこと。

I 贈与税・相続税の納税猶予の概要と留意事項

贈与税・相続税の納税猶予の対象農地については、特定貸付け（農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業及び農用地利用集積計画による貸付け）が行われた場合、納税猶予は打ち切りにならない。

（1）特定貸付けの要件

① 贈与農用地は10年（貸付け時に65歳未満である場合は20年）以上自作していることが必要。

ただし、機構に貸し付ける場合には、上記年数が経過しなくても、貸し付けることができる。

② 相続農用地は、いつでも特定貸付けを行うことができる。

（2）特定貸付けの手続き

① 贈与税及び相続税の納税猶予を受ける出し手は、「農用地利用集積等促進計画」を公告した旨の証明願を農林水産事務所農政課へ提出する。

② 「贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」又は「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」に県事務所が交付した証明書を添付して、貸付けから2ヶ月以内に税務署長に提出する。

（3）留意事項

① 20年の営農継続で免除されることとなっている農業相続人が特定貸付けを行ったときは、それ以降、この免除事由は適用されず、その者が死亡したときのみ免除される。

② 被相続人が特定貸付けしていた農用地を相続した場合や、農用地の相続に伴い新たな特定貸付けを行った場合についても、相続税の納税猶予の適用を受けることができる。

③ 特定貸付け農用地を相続で取得し、取得後も貸付けを継続することにより納税猶予を受ける場合には、相続税の申告書に特定貸付けを行っている旨の届出書を添付する必要がある。

この場合、機構との間で新たな特定貸付けをする必要はないが、相続人の氏名等の情報と賃料振込口座を把握する必要があるため、相続人から「名義変更届（様式E1）」を基金に提出させる必要がある。

Ⅱ 事業規程

公益財団法人愛知県農業振興基金 農地中間管理事業規程

公益財団法人愛知県農業振興基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する愛知県農地中間管理機構（以下「機構」という。）として、農用地等の利用の効率化及び高度化の促進を図ることにより愛知県農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理事業（法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

第 1 農地中間管理事業の推進体制

- (1) 機構は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定主体である市町村、目標地図（基盤法第 19 条第 3 項に規定する地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の達成に向けて、一体的に業務を推進するものとする。
- (2) 機構は、農地相談員（農地の所有者等への働きかけ、貸付先の掘り起こし等、現場活動を行う機構の職員）を配置し、市町村が地域計画を策定又は変更する際には、農業者等の協議の場（基盤法第 18 条第 1 項に規定する協議の場をいう。）に積極的に参加するとともに、地域計画の策定又は変更に向けて、市町村及び農業委員会への協力を行う。
- (3) 機構は、法第 19 条の規定による市町村等の協力及び法第 18 条第 11 項の規定による農業委員会からの要請を活用しつつ、現場での調整活動を行い、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

第 2 農地中間管理事業を重点的に実施する区域

機構は、地域計画の区域内において、農地中間管理事業を重点的に実施するものとする。

第 3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 機構は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める基準により農地中間管理権を取得するものとする。

① 地域計画の区域内の農用地等

地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に向けて、農地中間管理権を取得するものとする。ただし、当該農用地等が、借受希望者が明確でない場合（当該遊休農地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する

農地をいう。以下同じ。)の解消後に受け手の確保が確実である場合は除く)又は1号遊休農地の黄色区分(注)であって、基盤整備事業による利用条件の改善が予定されていない場合はこの限りでない。

(注) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(農地法第32条第1項第1号の遊休農地)のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地をいう。

②地域計画の区域外の農用地等

地域計画の区域外の農用地等については、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められ、借受けを希望する者が見込まれる場合には、農地中間管理権を取得することを検討するものとする。

(2) 機構は、(1)にかかわらず、農用地等として利用することが著しく困難なものとして次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。

①農業委員会による利用状況調査(農地法第30条)において再生利用が困難と判定されている農地

②用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの

第3-2 農地中間管理権の取得の方法

(1) 機構は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、農業委員会等の関係機関と連携して地域計画の区域内の農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを行うほか、農用地等の所有者等からの申出に応じて、農用地等の所有者等の意向を踏まえ、権利設定に当たっての具体的な内容(権利設定の始期・終期・存続期間、借賃、借賃の支払方法等)の協議を計画的に行う。

(2) 機構は、地域計画の区域外の農用地等において農地中間管理権を取得する際には、法第18条第11項の規定に基づく農業委員会の要請と促進計画の案の提出又は法第19条第2項の規定に基づく市町村等による促進計画の案の提出があった場合に農用地等の所有者等との協議を行う。

(3) 機構は、借受希望者に可能な限り短期間で貸し付けることができる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。

(4) 農地中間管理権の存続期間又は残存期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則として10年以上となるようにする。

(5) 機構は、農地中間管理権の取得に当たって遊休農地の解消に向けた措置が講じられ

ば貸付けが行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊休農地の解消に向けた国等の予算事業を活用し、農地の有効利用に努めるものとする。

(6) 機構は、利用意向調査（農地法第32条及び33条）の後、農業委員会から、機構と協議すべきことを勧告した旨の通知（同法第36条）、又は所有者等を確知することができない旨の通知（同法第41条）を受けた地域計画の区域内的の農地については、「第3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次、農地中間管理権の裁定に係る申請（基盤法第22条の7の規定により読み替えて適用する農地法第37条又は第41条）を行うものとする。

(7) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。

第3-3 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先決定ルール）

(1) 地域計画の区域内的の農用地等

機構は、地域計画の区域内的の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第19条第3項に規定する農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等を貸し付けるものとする。また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合、市町村が、地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して促進計画を定めることが原則となるが、次の①から③までのいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

①農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる場合や、農業を担う者がいない農用地等において農業を担う者として適当な者が見つかった場合等であって、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき

②不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき

③農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付けるとき（地域計画の達成に支障を生じない場合に限る。）

(2) 地域計画の区域外の農用地等

①機構は、地域計画の区域外の農用地等では、法第18条第11項の規定に基づく農業委員会の要請と促進計画の案の提出又は法第19条第2項の規定に基づく市町村等からの促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行う。

②機構は、農業委員会又は市町村等から提出があった促進計画の案について、次のア～エの観点について十分に確認した上で、貸付先の決定を行う。

ア 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること

イ 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること

ウ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること

エ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること

③機構は、機構のホームページに、当該計画について利害関係人が意見を提出することができる期間及び方法を明示して意見聴取を行う。

(3) 貸付期間

機構の貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう長期とすることを基本とするが、地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農用地等の再配分ができるよう措置するものとする。

(4) 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対し書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。

第4-1 農作業の委託を受ける農用地等の基準

(1) 機構は、地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。

(2) 事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれるものを対象とすることが適当であることから、機構が受託する農作業の種類については、「特定農作業受託（注）」又は「基幹三作業以上の受託」を原則とする。

(注) 「特定農作業受託」とは、基幹三作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業）のすべてを受託して自ら農作業を行い、収穫物についての販売名義を有し、販売収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のこと。

第4-2 農作業の受託の方法

- (1) 農作業の受託に当たっては、受託者の選定及び条件（促進計画の記載事項である、農作業の内容、農作業の委託に係る始期・終期・契約期間、対価及びその支払方法等）の調整が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式により取り扱うこととする。
- (2) 対価の支払は、委託者及び受託者と協議の上、機構を経由しないで行う。
- (3) 促進計画に定められた農作業の経過及び結果については、受託者が書面等により作業内容ごとに記録し、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により委託者に直接報告し、機構に対してもその写しを提供する。
- (4) 促進計画の定めのない事項（例：品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、委託者と受託者との間で適宜取り決めることとし、機構に対してもその内容を書面等により提供する。

第4-3 農作業の委託を行う方法（受託者決定ルール）

農作業の委託については、「第3-3 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先決定ルール）」及び「第4-2 農作業の受託の方法」に準じて行うこととする。

第5 賃料の水準及び支払の方法

- (1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案し、当該地域における基盤整備の状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、所有者及び貸付先と協議の上、決定することを原則とする。
- (2) 機構が借り受けるとき及び機構が貸し付けるときの賃料の支払の方法については、所有者及び貸付先と協議の上、決定することを原則とする。

第6 農地中間管理権等の解除

機構の有する農地中間管理権又は農作業の受託に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借又は農作業の委託に係る契約の解除をするものとする。ただし、地域計画の区域内においては、当該区域内の農用地等の効率的かつ総合的な利用に向けて関係機関が連携して新たな受け手の掘り起こしを行い、受け手の確保に努めるものとする。

- ①農地中間管理権の取得後2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき

- ②農用地等の貸付の終了後2年間を経過してもなお当該農用地の貸付ができる見込みがないと認められるとき
- ③農作業の委託を受けてから4か月を経過してもなお当該農用地の農作業の委託ができる見込みがないと認められるとき
- ④農作業の委託が終了してから4か月を経過してもなお当該農用地の農作業の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき
- ⑤災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき

第7 農用地等の利用状況の報告等

機構は、農業委員会の利用状況調査や農地パトロール、近隣住民からの通報等により、機構から賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた者が、当該農用地等を適正に利用していないおそれがあると判断した場合には、当該農用地等を現地確認した上で、法第21条第2項の規定により賃借権の設定等又は農作業の委託を解除する必要があるか否かの判断を行う上で必要な限度において、報告書の様式や提出期限等を明示した上で、書面（電磁的記録を含む。）により農用地等の利用状況又は農用地等に係る農業経営等の状況についての報告を求めるものとする。

第8 農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善を図る業務の実施基準

機構は、農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件の改善を図る業務（法第2条第3項第5号に掲げる業務をいう。）を行うことができるものとする。

- (1) 当該農用地等の具体的な貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件の改善を希望しているとき
- (2) 利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき

第9 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制

機構は、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

第10 農地中間管理事業に係る業務委託の基準

- (1) 機構は、農地中間管理権の取得の決定等を除き、農地中間管理事業に係る一部の業務（農地利用集積に関する相談・手続等の業務、農地に関する権利等の契約情報管理業務、

地域の賃料の検討、賃料の収受・支払、未収賃料の回収、畦畔・法面の修繕、管理耕作、利用条件改善の業務、農地に関する情報収集・管理等、別に定めた農地中間管理事業業務委託実施要領において定める業務) について、必要に応じて市町村、市町村公社、農業協同組合、愛知県土地改良事業団体連合会、愛知県農業会議等の同意を得た上で業務委託を行うことができる。

- (2) 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託しようとする業務を適切かつ確実に実施することができる者であるかどうか、相手方の能力・実績等を確認した上で、判断するものとする。
- (3) 機構は、市町村以外に業務委託を行った場合には、当該委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。
- (4) 機構は、業務委託に当たっては、各経費の内訳ごとの単価の考え方を明確にすることとする。なお、単価の考え方については、「農地中間管理事業の業務委託に係る補助事業の適正執行について（令和5年3月28日付け4経営第3152号農林水産省経営局農地政策課農地集積・集約化促進室長通知。以下「補助事業の適正執行に係る通知」という。）」を基本とし、これにより難しい場合には考え方を明確にした上で機構において適正な単価を算定することもできる。
- (5) 機構は、委託コストの削減に努めるとともに、透明性を担保する観点から、毎年度の事業計画等において委託する業務内容等を明確にし、委託費用の支出に当たっては、補助事業の適正執行に係る通知に基づき、委託した業務が適正に実施されているか、業務の実施のための経費が適切に支出されているかを確認するため、実績の報告を求める際には、実績報告書の他に関係資料の提出を求めるものとする。確認の結果、内容に疑義がある場合にも同通知に基づき適正に対応するものとする。

第11 共有者不明農用地等の対応

- (1) 機構は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地等について促進計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、不確知共有者に関する情報の探索を要請するものとする。
- (2) 機構は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意（法第22条の4に規定する同意をいう。）の通知があったときは、当該農用地等に係る促進計画について知事に認可申請を行うものとする。

第12 遊休農地への対応

- (1) 機構は、農地法第32条又は第33条に規定する利用意向調査において、所有者等が農地

中間管理事業を利用する意思を表明した農地について、農業委員会から同法第35条に基づく通知があった場合、「第3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、当該農地の所有者等に対し、当該農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。

(2) 機構は、地域計画の区域内で農地法第36条に基づき、農業委員会が機構による農地中間管理権の取得について当該機構と協議すべきことを農地の所有者等に勧告した場合において、当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、機構は、「第3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次、基盤法第22条の7の規定により読み替えて適用する農地法第37条の規定に基づき、知事に対し、当該農地の農地中間管理権の設定に関し裁定を申請するものとする。なお、当該勧告に係る農地が地域計画の区域外の場合においても、「第3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、申請書類を整え、整ったものから順次、同条の規定に基づき、裁定を申請することができる。

(3) 機構は、地域計画の区域内で所有者等を確知することができない農地について、農業委員会から農地法第41条に基づく通知があった場合、「第3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から順次、基盤法第22条の7の規定により読み替えて適用する農地法第41条の規定に基づき、知事に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請するものとする。なお、当該農地が地域計画の区域外の場合においても、「第3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、申請書類を整え、整ったものから順次、同条の規定に基づき、裁定を申請することができる。

第13 不適正な事案が生じた場合の対応

(1) 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報漏えいや賃料の誤收受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに都道府県に報告し、必要に応じて指導を受けることとする。

(2) 機構は、(1)の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

第14 その他

この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施について必要がある場合は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成29年9月25日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年6月4日から施行する。
- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行する。
- 1 この規程は、令和3年6月4日から施行する。
- 1 この規程は、令和5年6月6日から施行する。
- 1 この規程は、令和7年6月10日から施行する。

Ⅲ 業務委託要領

令和8年度 農地中間管理事業業務委託実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「基金」という。）が、農地中間管理事業を地域の行政及び関係組織と一体となって効率的かつ円滑に推進するため、公益財団法人愛知県農業振興基金業務方法書並びに公益財団法人愛知県農業振興基金農地中間管理事業規程に基づきこれらの事業の業務の一部を委託して行う場合について、その委託に関する必要な事項を定めるものとする。

(委託先対象)

第2条 業務の委託は、農地中間管理事業の業務を適正かつ円滑に処理することができるものとして、市町村及び農業協同組合並びに市町村公社、愛知県農業会議、愛知県土地改良事業団体連合会に対して行うものとする。

(委託業務の内容)

第3条 基金は、農地中間管理事業に関する業務のうち、別表に掲げるもの（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

(委託契約)

第4条 基金は、業務を委託しようとするときは、委託しようとする相手方（以下「受託者」という。）と業務委託契約を締結するものとする。

(実施計画書の提出と変更時の対応)

第5条 業務を受託した者は、受託業務実施計画書を提出するものとする。また、計画内容の変更により計画書の事業量の30%以上の増減が生じる見込みの時は、速やかに変更計画書を提出するものとする。

(再委託の禁止と農業委員会への事務委任)

第6条 基金が、業務の一部を他の者に委託したときは、受託者は委託業務を第三者に委託してはならない。

但し、市町村における委託業務の一部は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく事務の委任により、農業委員会が行うことができる。

(委託費の額)

第7条 委託費の額は、前前年度の実績と委託業務の内容ごとの単価を示した単価仕様書に基づき算定し、予定委託費として業務委託契約書に記載する。

2 基金は、事業年度末において受託業務実績報告書および当該年度の事業実績等に基づき、予定委託費の補正を行ったうえで委託費の額を確定する。

(契約期間)

第8条 業務を委託する期間は、契約締結の日から当該事業年度の3月31日までとする。但し、契約期限到来までに双方より契約内容の変更又は解除の申し出がなければ自動更新することを可能とする。

(委託業務の報告)

第9条 基金は、受託者が委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した受託業務実績報告書を提出させるものとする。

(委託費の支払い)

第10条 基金は、委託費の最終確定額を決定した後、受託者に対しその旨を通知するものとする。

2 基金は、確定額の通知を受けた受託者からの請求に基づき、当該確定額を委託費として支払うものとする。

(委託業務の変更又は中止)

第11条 受託者は、委託契約締結の際に定める業務実施計画の内容に重大な変更を行う必要が生じた場合又は委託業務を中止せざるを得ない事由が生じた場合は、速やかに基金と協議するものとする。

(個人情報に関する取扱上の責務)

第12条 受託者は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を遵守し、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

2 委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（農地法施行規則103条第1項により農業委員会から提供を受けた情報等から取得した情報を含む）を委託事業の遂行に使用する以外に利用し、又は提供してはならない。

3 委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

4 前2項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

5 保有した個人情報については、委託事業を行うため及び毀損等に備え重複して保存する場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第13条 委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、委託元に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第14条 委託先は委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、委託契約及び委託業務の実施に必要な事項について疑義がある場合は、双方協議の上、調整を図るものとする。

附 則1 この要領は、平成26年6月3日から施行する。

附 則1 この要領の変更は、平成27年3月31日から施行する。

附 則1 この要領の変更は、平成28年4月1日から施行する。

附 則1 この要領の変更は、平成30年3月1日から施行する。

附 則1 この要領の変更は、令和2年4月1日から施行する。

附 則1 この要領の変更は、令和4年4月1日から施行する。

附 則1 この要領の変更は、令和5年4月1日から施行する。

附 則1 この要領の変更は、令和6年4月1日から施行する。

附 則1 この要領の変更は、令和7年4月1日から施行する。

附 則1 この要領の変更は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

市町村、農業協同組合及び市町村公社

農地中間管理事業業務委託内容
1 中間管理事業に関する農地利用集積業務 <ul style="list-style-type: none">農用地利用集積等促進計画案の作成業務中間管理事業扱いの農地の貸出・借受の受付農地台帳情報との照合確認貸し手・借り手の調整業務中間管理情報システムへの情報入力上記業務の実施に当たって必要な関連業務
2 農地に関する権利の契約情報管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none">契約情報の保全業務契約の変更（相続・合意解約等）に関する業務権利移転の手続きに関する業務満期契約の更新・再貸付に関する業務契約の照会・相談への対応上記業務の実施に当たって必要な関連業務
3 賃料相場、精算支払に関する業務 <ul style="list-style-type: none">地域の賃料相場の検討業務受け手からの借賃徴収業務（案内、督促含む）貸し手（農地所有者）への賃料支払業務（案内通知含む）支払調書取扱い業務（個人情報扱い、税務調書用データの整理等）上記業務の実施に当たって必要な関連業務

愛知県土地改良事業団体連合会

農地中間管理事業業務委託内容
1 農地中間管理事業の活用が見込まれる農業農村整備事業（関連事業含む）地域を対象にした次の業務 <ul style="list-style-type: none">(1) 農地中間管理事業活用のための説明・相談対応・助言業務(2) 上記業務に必要な資料作成業務
2 国、県、機構に対する農地中間管理事業推進のための情報提供並びに協議、打合せ対応業務

愛知県農業会議

農地中間管理事業業務委託内容
1 地域の賃料相場の調査及び分類の整理
2 県、機構に対して貸付意向の農地情報とマッチング支援業務 <ul style="list-style-type: none">(1) 貸付意向のある農地情報の収集業務(2) 農起業支援ステーション等（農大、普及課）への情報提供業務

IV 様式一覧

様式	B 1	農用地貸出希望申込書 (WORD)	55
様式	B 2	受領委任状(農用地貸出希望申込書添付用) (WORD)	56
様式	B 3	同意書(共有者・相続用) (WORD)	57
様式	C 1	(説明様式) 機構関連事業について(農地所有者向け説明書) (WORD) ...	58
様式	C 2	(説明様式) 機構関連事業について(貸付け相手向け説明書) (WORD) ...	59
様式	D 3-S	貸出希望農地 集積等促進計画台帳 (EXCEL)	60
様式	D 3	【様式廃止】様式変更の暫定措置として R8.7 月認可分までは受付	
様式	D 3(2)	貸出希望農地 集積等促進計画台帳(権利移転) (EXCEL) ...	62
様式	D 5	賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等 (WORD)	64
様式	D 5(2)	農地法その他農業関係法令遵守の状況について	69
様式	D 6	促進計画様式(一括方式) (EXCEL)	71
様式	D 7-1	促進計画様式(出し手から機構) (EXCEL)	74
様式	D 7-2	促進計画様式(機構から受け手) (EXCEL)	76
様式	D 8	促進計画様式(権利移転) (EXCEL)	80
様式	D 9	促進計画様式(農作業受委託) (EXCEL)	83
様式	E 1	名義変更届(出し手相続用) (WORD)	85
様式	E 2	名義変更届(受け手農家用) (WORD)	86
様式	E 3	口座変更届 (WORD)	88
様式	E 4	住所変更届 (WORD)	89
様式	E 5	借賃の変更について (WORD)	90
様式	E 6	契約期間の満了通知(出し手用) (WORD)	91
様式	E 7	契約期間の満了通知(受け手用) (WORD)	92
様式	F 1	振替・振込期日等連絡票 (WORD)	93
様式	F 2	振替・振込結果報告 (WORD)	94
様式	G 3	(無償市町村版) 委託業務報告書 (WORD)	95
様式	G 3	(有償市町村版) 委託業務報告書・請求書 (WORD)	97
様式	H 3	(JA・公社用) 委託業務報告書・請求書 (WORD)	100

様式 B 1

農用地貸出希望申込書

(農地中間管理事業手続用)

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

年 月 日

(貸出希望者)

〒
住所
ふりがな
氏名

印

(自署の場合押印を省略できます。)

連絡先電話番号

生年月日(任意)

1 貸し出しを希望する農用地

所在地	現況地目	面積(m ²)	備考

2 賃借権の設定時期(何月から貸し出したいか希望があれば記載してください。)

3 賃借権の存続期間(何年間貸し出したいかを記入してください。特に希望がない場合は、10年間とします。)

4 借賃の振込口座

貯金種目	農協 銀行 金庫	口座名義 人(カナ)	本店 支店	口座番号										
	普通													

※貸出希望者と口座名義人が異なる場合、受領委任状を提出すること。

○本申込に当たり同意していただく事項

- 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。
- 基金がこの申込書記載の個人情報を本事業のために利用すること、並びに業務遂行に必要な範囲で行政機関・農業協同組合等の関係団体・個人に情報開示されること。

受領委任状

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 殿

代理人

住所 _____

ふりがな

氏名 _____

私は、上記の者を代理人に定め、下記権限を委任します。

委任事項

公益財団法人愛知県農業振興基金に貸し出した農地の借賃の受領に関すること。

委任者

住所 _____

ふりがな

氏名 _____ (印)

<注意事項>

委任者の氏名は、個人の場合は、必ず委任者本人が自署し、認め印を押印してください。法人の場合は、会社名はゴム印でもかまいませんが、印鑑は必ず登録してある代表者印を押印してください。

同意書

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 殿

共有者（相続人）代表者

住所 _____
ふりがな
 氏名 _____

私は、上記の者が共有者（相続人）代表者として下記事項を行うことに同意します。

同意事項

- 1 公益財団法人愛知県農業振興基金に農地を貸し出すこと。
- 2 貸し出した農地の借賃の受領に関すること。

共有者（相続人）の同意

住所 _____
 氏名 _____④

住所 _____
 氏名 _____④

住所 _____
 氏名 _____④

住所 _____
 氏名 _____④

住所 _____

氏名 _____④

住所 _____

氏名 _____④

住所 _____

氏名 _____④

住所 _____

氏名 _____④

住所 _____

氏名 _____④

住所 _____

氏名 _____④

<注意事項>

共有者（相続人）の同意欄は共有者（相続人）の全員を記載してください。
 共有者（相続人）の氏名は、個人の場合は、必ず委任者本人が自署し、認め印を押印してください。法人の場合は、会社名はゴム印でもかまいませんが、印鑑は必ず登録してある代表者印を押印してください。

機構関連事業について

○ 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。）は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

(機構チェック欄)

- ・ 機構関連事業の対象となる農用地等は、愛知県農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものです。
- ・ 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備（これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。）、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

- ・ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です
- ・ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

年 月 日

(説明者)

愛知県農地中間管理機構

上記内容について説明を受けました。

(所有者)

氏 名

機構関連事業について

○ 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。）は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構が貸付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがあります。このことにつきましては以前確認いただいたところですが、今般、基盤整備の内容が新たに拡充されましたので、改めて説明します。

○ 機構関連事業の内容について

(機構チェック欄)

- ・ 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備（これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。）、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。
- 留意事項について
 - ・ 機構から借り受けている農用地等を目的外用途に使用等した場合には、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を貸し付けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手方に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

年 月 日

(説明者)

愛知県農地中間管理機構

上記内容について同意します。

(貸付けの相手方)

氏 名

貸出希望農地 集積等促進計画台帳

利用権を設定する農地の情報		設定する利用権														
No.	所在	現況 地目	一部貸付 面積	貸付 面積	賃料計算 面積	利用権 の種類	利用目的	始期 年月日	終期 年月日	存続期間 又は 残存期間	借賃 10 a 当たり	借賃 (1畝あたり)	物納銘柄	物納量 (1畝あたり)	支払 方法	新規・更新・ 再貸付区分

借受者情報 (B)
 ※1 目標地域に位置付けられた借受者（購業者を担う者）は○を付す。
 ※2 借受者が「農業を担う者」以外は、基金事業規程第3-3(1)①～③の該当番号を記入

出し手情報 (A)					借受者情報 (B)							
出し手氏名等	フリガナ	郵便番号	出し手住所	電話	受け手氏名等	フリガナ	郵便番号	受け手住所	電話	規則第12条 第3項	※1 目標地図	※2 事業規程 第3-3(1)

貸出希望農地 集積等促進計画台帳

利用権を設定する農地の情報										設定する利用権					
No.	所在地	現況 地目	一部貸付 面積	貸付 面積	賃料計算 面積	利用権 の種類	利用目的	始期 年月日	終期 年月日	存続期間 又は 残存期間	借賃 10aあたり	借賃 (1畝あたり)	物納量 (1畝あたり)	支払 方法	新規・更新・ 再貸付区分
											10aあたり	(1畝あたり)	(1畝あたり)		
1	北設楽郡設楽町 芦原町 東 1-1	田		10,000	10,000	賃貸借	水田	2026/8/1	2036/7/31	10年	10,000	100,000		振込	再貸付
2	北設楽郡設楽町 芦原町 東 1-2	田		2,000	2,000	賃貸借	水田	2026/8/1	2036/7/31	10年	10,000	20,000		振込	更新
3	北設楽郡設楽町 芦原町 東 1-3の一部	田	3,000の内	2,000	2,000	賃貸借	水田	2026/8/1	2036/7/31	10年	10,000	20,000		振込	再貸付
4	北設楽郡設楽町 芦原町 東 1-5	田		5,000	5,000	使用貸借	水田	2026/8/1	2036/7/31	10年	—	—		振込	新規
5	北設楽郡設楽町 芦原町 東 1-4	田		4,000	4,000	賃貸借	水田	2026/8/1	2036/7/31	10年		米 120k		物納	新規
6	北設楽郡設楽町 芦原町 東 2	畑		2,000	2,000	賃貸借	畑	2026/8/1	2031/7/31	5年	5,000	10,000		振込	新規

※ 1の所在地について市町村、大字、小字、地番はセルごとに分けて入力（農業委員会サポートシステム0.csv出力の区切りに合わせる）

今回の様式変更は「農地中間管理帳票作成システム」のインポート用様式を兼ねる目的で旧D3様式にインポートに必要な項目を追加した。（背景黄色）
そのため、旧様式D3の全項目を本様式は網羅していることから、D3様式は廃止しD3-S様式に統一する。

借受者情報 (B)

※1 目標地に位置付けられた借受者（購業を担う者）は○を付す。
※2 借受者が「農業を担う者」以外は、基金事業規程第3-3(1)①～③の該当番号を記入

出し手情報 (A)					借受者情報 (B)							
出し手氏名等	フリガナ	郵便番号	出し手住所	電話	受け手氏名等	フリガナ	郵便番号	受け手住所	電話	規則第12条 第3項	※1 目標地図	※2 事業規程 第3-3(1)
愛知 太郎	アイチ タロウ	458-0009	名古屋市緑区平手南1-10-100	0000-11-1111	愛知 花子	アイチ ハナコ	441-8057	北設楽郡設楽町芦原北30番地	090-9999-9999	1号	○	
愛知 太郎	アイチ タロウ	458-0009	名古屋市緑区平手南1-10-100	0000-11-1111	愛知 花子	アイチ ハナコ	441-8057	北設楽郡設楽町芦原北30番地	090-9999-9999	4号	○	
愛知 太郎	アイチ タロウ	458-0009	名古屋市緑区平手南1-10-100	0000-11-1111	愛知 花子	アイチ ハナコ	441-8057	北設楽郡設楽町芦原北30番地	090-9999-9999	1号	外または	— 外または —
愛知 太郎	アイチ タロウ	458-0009	名古屋市緑区平手南1-10-100	0000-11-1111	愛知 花子	アイチ ハナコ	441-8057	北設楽郡設楽町芦原北30番地	090-9999-9999	4号	○	
愛知 太郎	アイチ タロウ	458-0009	名古屋市緑区平手南1-10-100	0000-11-1111	農事組合法人 山	ノウジクミアイホウ ジン ヤマ	441-8057	北設楽郡設楽町宮前7番地	090-1111-9999	3号		③
愛知 二郎 外1名	アイチ ジロウ ホカイチメイ	458-0009	名古屋市緑区平手南1-10-102	0000-11-1234	株式会社 空	カブシキガイシャ ソラ	441-8057	北設楽郡設楽町芦原南31番地	090-9999-1111	2号		③

権利移転 集積等促進計画台帳

権利を移転する農地の情報		移転する権利の内容										
No.	所在	現況 地目	貸付 面積	賃料計 算面積	利用権 の種類	利用目的	移転の 始期 年月日	移転の 終期 年月日	存続期間 又は 残存期間	借賃 10a当たり	借賃 (1筆あたり)	支払 方法

借受者情報(B)
 ※1 目標地図に位置付けられた借受者(農業を担う者)は○を付す。
 ※2 借受者が「農業を担う者」以外は、基金事業規程第3-3(1)①～③の該当番号を記入

移転をする者の情報(A)				移転を受ける者の情報(B)			
氏名等	フリガナ	郵便番号	住所	氏名等	フリガナ	郵便番号	住所
			電話				電話
							※1 目標地図
							※2 事業規程 第3-3(1)

様式 D3(2)

権利移転 集積等促進計画台帳

記入例

No.	権利を移転する農地の情報			移転する権利の内容							支払方法
	所在	現況地目	貸付面積	賃料計算面積	利用権の種類	利用目的	移転の始期年月日	移転の終期年月日	存続期間又は残存期間	借賃10a当たり	

1	設楽町 東納庫 字飛田 38番	田	1,529	1,529	賃貸借	賃貸借	2026/6/1	2036/5/31	10年	玄米60kg相当	玄米92kg相当	振込
2	東納庫 字飛田 40番の一部	畑	1200の内973	973	使用貸借	使用貸借	2026/6/1	2036/5/31	10年	-	-	-
3	東納庫 字飛田 1番1	畑	1,263	1,263	賃貸借	樹園地	2026/6/1	2036/5/31	10年	12,000	15,156	振込
4	東納庫 字飛田 2番1	畑	1,893	1,700	賃貸借	農業用施設用地	2026/6/1	2036/5/31	10年	30,000	51,000	振込

借受者情報(B)

※1 目標地図に位置付けられた借受者(農業を担う者)は○を付す。
 ※2 借受者が「農業を担う者」以外は、基金事業規程第3-3(1)①~③の該当番号を記入

移転をする者の情報(A)				移転を受ける者の情報(B)			
氏名等	フリガナ	郵便番号	住所	氏名等	フリガナ	郵便番号	住所
大岡久美子	オオカガミ	441-1341	新城市杉山字5-38	(農)新城ファーム	シノゴ	441-2301	設楽町田口字町浦1-2
							0536-55-1234
							0536-21-5555
大岡久美子	オオカガミ	441-1341	新城市杉山字5-38	(農)新城ファーム	シノゴ	441-2301	設楽町田口字町浦1-2
							0536-55-1234
							0536-21-5555
大岡久美子	オオカガミ	441-1341	新城市杉山字5-38	(農)新城ファーム	シノゴ	441-2301	設楽町田口字町浦1-2
							0536-55-1234
							0536-21-5555
大岡久美子	オオカガミ	441-1341	新城市杉山字5-38	(農)新城ファーム	シノゴ	441-2301	設楽町田口字町浦1-2
							0536-55-1234
							0536-21-5555

③

様式 D5

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(個人農業者)

整理番号	氏名又は名称	年齢	農業従事日数	日	
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²	賃借権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)
		世帯員	農業従事者	雇用労働力 (年間日数)	
農地	農地	農業専従者	人		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)
採草放牧地	採草放牧地	主として農業に従事する者	人		
その他		従として農業に従事する者	人		数量
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)					

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれかこの記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) A欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権等の設定、移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算した面積を記載する。
なお、「その他」には、混交林地、農業用施設等の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設等の用に供される土地の別記その面積を記載する。
- (3) C欄は、主たる経営目的を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「飼料」、「養鶏」、「肉用牛」、「肉用豚」等と記載する。
- (4) D欄の「農業専従者」とは自家農業労働日数が年間おおよそ150日以上のある者を、「農業補助者」とは自家農業労働日数が年間おおよそ60日～149日の者をいう。
D欄の「」には、農業従事者、雇用労働者を配置する市町村名を記載する。

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄も、同一公告に係る計画によって、賃借権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれ合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混雑林地、農業用施設用に供される土地、開発して農用地用に供される土地又は開発して農用地以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また、「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の「農畜産物の粗収益も50%を超える」場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超える場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C) 欄の「関連事業等の内容」には、耕作又は養畜の事業に関する事業 (1) 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、(2) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3) 農業生産に必要な資材の製造、(4) 農作業の受託、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地 (以下「農地等」という。) を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C) 欄の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等 (以下「農業」という。) の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また、「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決定している事業年度の売上高の農用地利用集積等促進計画の公表前3事業年度分をそれぞれ記載し (実績のない場合は空欄、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する)。
- (7) (D) 欄の「氏名又は名称」欄には、全ての構成員の氏名又は名称を記載し、法人が農業経営基盤強化促進法第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第16条の5に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称の後に「(提携事業者)」と記載する。また、「農業関係者」欄には、当該構成員が農業関係者である場合に「○」を記載する。「議決権の数」欄は、「」に総数を、株式会社においては株式 (議決権のあるものに限る。) の数を、株式会社以外の場合に議決権の数を「株式」欄に記載する。(「種類株式」欄には、会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載する。)
- (8) (D) 欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公表の日を含む事業年度の前事業年度(以下「前年」)において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数を記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D) 欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E) 欄の「住所」欄には、農事組合法人にあっては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあっては業務執行権を有する社員、株式会社には取締役 (以下「業務執行役員」という。) が生活の本拠としている場所 (市町村名) を記載する。
- (11) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公表の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員(以下「業務執行役員」)の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数を記載する。
- (12) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公表の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員が行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農業に従事する年間日数の見込みを記載する。
- (13) (D) 欄の「氏名・名称」欄の「」は、住所地の市町村名を、「雇用労働力」欄の「」は、雇用労働力を配置する市町村名を記載する。

様式 D5

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(農地所有適格法人以外の法人)

整理番号	法人名	賃借権等の設定等を受ける法人の事業の状況 (C)				賃借権等の設定を受ける法人の状況 (F)		賃借権等の設定を受ける法人の状況 (G)	
賃借権等の設定を受ける土地の面積 (A) m ²	賃借権等の設定を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	事業の種類		数量	種類	数量	種類	数量	
		農畜産物名							
		農地	農地	現在					
採草放牧地	採草放牧地	権利取得後							
その他									
賃借権等の設定等を受ける法人の耕作又は養畜の事業を執行する役員の状況 (E)									
雇用労働力 (年間延日数) []	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数		前年実績	見込み		
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)		賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)							
地域の農業における他の農業者との役割分担の状況 (I)		農業の維持発展に関する話し合い活動への参加							

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれか、その記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権等の設定が2つ以上ある場合には、それぞれ合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別記その面積を記載する。
- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (5) (E) 欄の「住所」欄には、耕作又は養畜の事業を執行する取締役、理事、執行役、支店長等が生活の本拠としている場所（市町村名）を記載する。
- (6) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用計画の公告の日を含む事業年度の公告の日を含む事業年度の公告の日を含む事業年度における耕作又は養畜の事業を執行する取締役、理事、執行役、支店長等の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (7) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用計画の公告の日を含む事業年度の公告の日を含む事業年度の前事業年度において耕作又は養畜の事業を執行する取締役、理事、執行役、支店長等が行った農業への年間従事日数とし、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において耕作又は養畜の事業を執行することとなる農業への年間従事日数を記載する。
- (8) (D) 欄の「雇用労働力」欄の「」は、雇用労働力を配置する市町村名を記載する。
- (9) (1) 欄には、他の農業者との役割分担の計画（農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路等の共同利用施設の取り決めの遵守、被害対策への協力等）を記載する。

様式D5 (2)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 3 条 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	有 ・ 無
②第 4 条 (農地の転用の制限)	有 ・ 無
③第 5 条 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有 ・ 無
④第 42 条 (措置命令)	有 ・ 無
⑤第 51 条 (違反転用に対する処分)	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 15 条の 2 (農用地区域内における開発行為の制限)	有 ・ 無
②第 15 条の 3 (監督処分)	有 ・ 無

(3) 種苗法 (平成 10 年法律第 83 号)

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害 (第 20 条及び第 25 条参照)	有 ・ 無

(4) 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条 (使用の禁止)	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

- 3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

年 月 日

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称 _____

(記載要領)

- 1 1の(1)及び3については、申告の日から起算して過去3年分の状況を記載してください。
- 2 1の(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。

**様式 D 6 【貸借（一括）】
農用地利用集積等促進計画（一括設定）**

権利利用調整を行った団体
(必要に応じて記載)

住所

権利関係 【農地中間管理機構は、賃借権等の設定を受ける農用地等について、同時に賃借権等の設定を行う。(A→B、B→C)】

法人名 JA000

促進計画整理番号

権利の設定をする者(地権者) (A)	住所	電話	フリガナ氏名又は名称	同意印(認め印可)	規則第12条第3項該当号数
農地中間管理機構 (B)	住所 名古屋市中区錦三丁目3番8号	電話 052-951-3288	法人名	公益財団法人愛知県農業振興基金	—
権利の設定を受ける者(受け手) (C)	住所	電話	フリガナ氏名又は名称	同意印(認め印可)	〇号

2 各筆明細 ※一筆の一部を貸し付けする場合は、〇〇の一部と表記(位置を明示した図面を添付)し、貸付面積欄に〇〇㎡のうち〇〇〇㎡と記載。

整理番号	所在※	現況地目	貸付面積	賃料計算面積	利用権の種類	利用目的	設定する利用権				区分 新規・更新 ・再貸付	権利の設定をする者(A)以外の権利を有する者			備考		
							始期	終期	期間	借賃(100㎡あたり)		借賃(1筆あたり)	借賃の支払方法	住所		氏名又は名称	権限の種類
1			㎡	㎡													
2			㎡	㎡													
3			㎡	㎡													
4			㎡	㎡													
5			㎡	㎡													
6			㎡	㎡													
7			㎡	㎡													
8			㎡	㎡													
9			㎡	㎡													
10			㎡	㎡													
合計面積			—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	基金及び権利の設定を受ける者並びに権利を設定する者の負担すべき額及び方法	備考

別表2 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

(記載上の注意事項)

- (1) この各筆明細は、権利の設定の当事者ごとに別業とする。権利の設定をする者が同一で、権利の設定を受ける者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) 共同名義の場合は、代表者名義のみを記載し※押印し、その内容を別紙で添付してください。※自署の場合は押印を省略できる。
- (3) 「貸付面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が異なる場合、土地登記簿の地積が異なる場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書で下段に2段書きする。
- (4) 1筆の一部について賃借権等が設定される場合には、「所在」欄に「〇〇〇〇㎡」と記載し、「貸付面積」欄に「〇〇〇〇㎡」と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
なお、貸付面積と異なる面積を用いて賃料を計算する場合は、「賃料計算面積」欄に記載する。

- (5) 権利の種類は、「賃借権」又は「使用貸借権」と記載する。
- (6) 「利用目的」は、現況地目とは異なる利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地として利用等)を記載する。
- (7) 「始期」、「終期」はそれぞれ「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載する。「期間」は、「〇〇年〇〇月」と記載する。
- (8) 「借賃(10aあたり)」は、当該土地10aあたりの1年分の金額又は農産物の換算数量を記載する。
- (9) 「借賃の支払方法」は、借賃の支払方法を記載する。
- (10) 「新規・更新・再貸付」区分は、**新規**＝中間管理権の設定前の3月末時点から基金に貸し付けられるまでの間、利用権の設定がされていないもの、**更新**＝中間管理権の設定前に利用権の設定がされたことがあるもの、**再貸付**＝中間管理権の満期から再度設定されるもの。

- (11) 「権利の設定をする者(A)以外の権利を有する者」は、権原者がいない場合は「-」を記載する。(抵当権者は記載不要)

(共通約定事項)

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利は、2の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 利用権の設定：2の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、この農用地利用集積等促進計画の認可公告により設定される。
- (2) 借賃の改訂：この計画に同意後、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、借賃の改訂が必要となった場合には、公益財団法人愛知県農業振興基金(以下、「基金」という)、権利の設定をする者及び権利の設定を受ける者が協議したうえで改訂手続を行う。
- (3) 借賃の支払猶予：基金及び権利を設定する者は、権利の設定を受ける者が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (4) 借賃の減額

ア 利用権の目的物が農地である場合で、目的物の権利の設定を受ける者から基金に対して農地法(昭和27年法律第229号)第20条又は民法609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、当該借賃を減額する場合には、権利の設定をする者に対して借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、権利の設定をする者・権利の設定を受ける者及び基金が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、基金又は権利の設定を受ける者の責めに帰することができる事由による場合は、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物の使用及び収益をすることができなくなったときは減額前の賃料に戻る。

ウ 権利の設定をする者と当該農地を、権利の設定を受ける者は、当該土地の2の各筆明細に記載された面積と実面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

エ 転賃等の禁止：基金は当該農地を、権利の設定をする者の同意を得ず第三者に転賃して当該転賃人に使用及び収益させることができる。権利の設定を受ける者は、第三者に転賃し、この計画による権利を移転してはならない。

(6) 権利の消滅及び解約にあつての相手方の同意

ア 天災地変その他、権利の設定をする者及び権利の設定を受ける者並びに基金の責に帰するべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達成することができなくなつたときは、当該土地に係る賃借権又は使用貸借権は終了する。

イ 基金及び権利の設定をする者は、2の各筆明細に定める賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。但し、権利の設定後、権利の設定をする者の同意なく「権利の移転」をすることがある。

ウ 基金及び権利の設定を受ける者は、2の各筆明細に定める賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。

(7) 修繕及び改良
ア 権利の設定をする者は基金及び権利の設定を受ける者の責に帰すべき事由によらないうで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。但し、緊急を要するとき、基金及び権利の設定をする者において修繕することができない場合で、権利の設定をする者の同意を得たときは権利の設定を受ける者が修繕することができる。この場合において、修繕の費用は権利の設定をする者に対して償還を請求することができる。

イ 目的物の改良は、権利の設定を受ける者が行う。(利用条件改善業務による場合を除く。)

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は別表1に定めたものを除き、民法又は土地改良法(昭和24年法律第195号)に従う。

(8) 租税公課の負担

ア 目的物に対する固定資産税その他の租税は権利の設定をする者が負担する。

イ 目的物に係るかんがい排水、土地改良等に必要経費等に必要経費は原則として別表2に定めるところによる。

ウ 農業保険法(平成29年政令第263号)に基づく共済掛金及び賦課金は、権利の設定を受ける者が負担する。

エ その他目的物の通常の維持保存に要する経費は、権利の設定を受ける者が負担する。

(9) 目的物の返還

ア 賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、権利の設定を受ける者は、その満了の日までに目的物を原状に回復して、返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更、又は目的物の通常の利用によつて生ずる形質の変更については、権利の設定を受ける者は、原状回復の義務を負わない。

イ 目的物の上に権利の設定を受ける者が植栽する永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、権利の設定をする者の同意を得る。

また、権利の設定を受ける者が附属物の設置をした場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、権利の設定を受ける者は当該附属物を取去る義務を負う。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、権利の設定をする者が附属物を取去れないことに同意しているときに限り、権利の設定を受ける者は取去る義務を負わない。この場合、権利の設定を受ける者が支出した費用においては、権利の設定をする者が費用償還に同意している場合に限り、権利の設定を受ける者は権利の設定をする者に対して償還の請求をすることができる。

(10) 賃借権及び使用貸借による権利の変更に同意する事項の変更の禁止

基金、権利の設定をする者及び権利の設定を受ける者は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、基金、権利の設定をする者、権利の設定を受ける者及び権利の設定を受ける者は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(11) 賃借権取得者の責務：権利の設定を受ける者は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(12) 賃借権又は使用貸借の解除：基金は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、権利の設定を受ける者が取得した賃借権又は使用貸借を解除することができる。

(13) 契約の解除並びに違約金請求

① 契約の解除：基金は、権利の設定を受ける者が当該土地を適正に利用していないと認められる場合、賃借権契約を解除するものとする。

② 違約金の支払い：基金の責めに帰さない事由により賃借を終了させた場合には、基金は、権利の設定を受ける者に対して残存期間に相当する金額を違約金として請求することができる。

(14) 機構関連事業：農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(15) その他：この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、基金、権利の設定をする者、権利の設定を受ける者及び愛知県が協議して定める。

様式D6 【貸借（一括）】
農用地利用集積等促進計画（一括設定）

記入例

促進計画整理番号

権利利用調整を行った団体
(必要に応じて記載)

住所

法人名 JA000

1 権利関係 【農地中間管理機構は、賃借権等の設定を受ける農用地等について、同時に賃借権等の設定等を行う。(A→B、B→C)】

権利を設定する者(地権者)(A)	住所	新城市杉山字5-38	電話	0536-55-1234	フリガナ氏名又は名称	大岡久美子	同意印(認め印可)	
農地中間管理機構(B)	住所	名古屋市中区錦三丁目3番5号	電話	052-951-3288	法人名	公益財団法人愛知県農業振興基金	-	規則第12条第3項 該当号数
権利の設定を受ける者(受け手)(C)	住所	設楽町田口字町浦1-2	電話	0536-21-5555	フリガナ氏名又は名称	(農)新城ファーム	同意印(認め印可)	〇号

2 各筆明細 ※一筆の一部を貸し付けする場合は、〇〇の一部と表記(位置を明示した図面を添付)し、貸付面積欄に〇〇㎡のうち〇〇〇㎡と記載。

整理番号	所在※	現況地目	貸付面積	貸料計算面積	利用権の種類	利用目的	設定する利用権				区分 新規・更新・再貸付	権利の設定をする者(A)以外の権利を有する者			備考	
							始期	終期	期間	借賃(10aあたり)		借賃(1筆あたり)	借賃の支払方法	住所		氏名又は名称
1	東納庫 字飛田 38番	田	1,529	1,529	賃貸借		2025/6/1	2035/5/31	10年	玄米60kg相当	振込					
2	東納庫 字飛田 40番の一部	畑	1200のうち973	973	使用貸借		2025/6/1	2035/5/31	10年	-	-					
3	東納庫 字飛田 1番1	畑	1,263	1,263	賃貸借	樹園地	2025/6/1	2035/5/31	10年	15,156	振込					
4	東納庫 字飛田 2番1	畑	1,893	1,700	賃貸借	農業用施設 設用地	2025/6/1	2035/5/31	10年	30,000	振込					
5																
6																
7																
8																
9																
10																
	合計面積		5,658													

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	基金及び権利の設定を受ける者並びに権利を設定する者の費用に關する支払区分の内容	備考
	基金及び権利の設定を受ける者並びに権利を設定する者の償還すべき額及び方法	

別表2 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

1 (記載上の注意事項)

- (1) この各事項詳細は、権利の設定の当事者ごとに別業とする。
- (2) 共同業の場合は、代表者名義のみを記載し※押印し、その内訳を別紙で添付して下さい。※自署の場合は押印を省略できる。
- (3) 「買付面積」は土地登記簿の地積が著しく事と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書で下段に2段書きする。
- (4) 1筆の一部について買付面積等が設定される場合には、「所在」欄に〇〇の「買付面積」欄に〇〇〇m²の内〇〇〇m²と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- なお「買付面積」と異なる買付面積を計算する場合は、「買付面積」欄に記載する。
- (5) 「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」と記載する。
- (6) 「利用目的」は、現況地目とは異なる利用目的(例えは水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地として利用等)を記載する。
- (7) 「始期日」は、現況地目とは異なる利用目的(例えは水田として利用、普通畑として利用)は、当該土地10aあたりの1年分の金額又は農産物の換算数量を記載する。
- (8) 「償還(10aあたり)」は、当該土地10aあたりの1年分の金額又は農産物の換算数量を「借賃(1筆あたり)」は当該土地1筆あたりの1年分の金額又は農産物の換算数量を記載する。
- (9) 「借賃の支払方法」は、借賃の支払方法を記載する。
- (10) 「中間管理権を設定する者(A)以外の権利を有する者」は、権原者がいない場合は「-」を記載する。(抵当権者は記載不要)

2 共通約定事項

- (1) 農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利は、1の各事項詳細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 賃借権の設定: 1の各事項詳細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、この農用地利用集積等促進計画の認可公告により設定される。
 - (2) 借賃の改訂: この計画に同意後、農地転用第52条の農業委員会が協議したうえで改訂手続きを行う。
 - (3) 中間管理権を設定する者及び基金からの転借人が協議したうえで改訂手続きを怠る。
 - (4) 借賃の支払予: 基金及び中間管理権を設定する者は、基金からの転借人が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (5) 借賃の減額
 - (6) 利用権の目的物が農地である場合で、基金からの転借人から基金に対して農地法(昭和27年法律第229号)第20条又は民法609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、当該借賃を減額する場合には、中間管理権を設定する者に対して借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、中間管理権を設定する者・基金及び基金からの転借人及び基金が協議して定める。
 - (7) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、基金又は基金からの転借人は、質料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることができなくなったときは減額前の質料に戻る。
 - (8) 中間管理権を設定する者と基金からの転借人は、当該土地の1の各事項詳細に記載された面積と実面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
 - (9) 転貸等の禁止: 基金は当該農地を、中間管理権を設定する者の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益をさせることができる。当該転借人は、第三者に転貸し、この計画による権利を移転してはならない。
 - (10) 権利の消滅及び解約にあたっての相手方の同意
 - (11) 天災地変その他、中間管理権を設定する者及び基金からの転借人並びに基金の責に帰するべからざる理由により当該土地の一部が滅失し、その目的を達成することができなくなったときは、当該土地に係る賃借権又は使用貸借権は終了する。
 - (12) 基金及び基金からの転借人は、1の各事項詳細に定める賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。
 - (13) 修繕及び改良
 - (14) 中間管理権を設定する者は、基金及び基金からの転借人の責に帰すべき事由によらざる理由により当該土地の一部が滅失し、その目的を達成することができなくなったときは、当該土地に係る賃借権又は使用貸借権は終了する。
 - (15) 基金及び基金からの転借人は、1の各事項詳細に定める賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。
 - (16) 修繕及び改良
 - (17) 中間管理権を設定する者は、基金及び基金からの転借人の責に帰すべき事由によらざる理由により当該土地の一部が滅失し、その目的を達成することができなくなったときは、当該土地に係る賃借権又は使用貸借権は終了する。
 - (18) 基金及び基金からの転借人は、1の各事項詳細に定める賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。
 - (19) 目的物の返還
 - (20) 賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、基金からの転借人は、その満了の日までに目的物を原状に回復して、返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更、又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、基金からの転借人は、原状回復の義務を負わない。
 - (21) 目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、基金からの転借人は、原状回復の義務を負わない。
 - (22) 基金からの転借人が附属物の設置をした場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、当該転借人は当該附属物を取去する義務を負う。
 - (23) 基金からの転借人が附属物の設置をした場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、当該転借人は当該附属物を取去する義務を負う。
 - (24) 及びその規定にかかわらず、中間管理権を設定する者が附属物を取去しないことに同意しているときは、基金からの転借人は取去の義務を負わない。この場合、当該転借人が支出した費用においては、中間管理権を設定する者が費用償還に同意している場合を除く。
 - (25) 賃借権及び使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
 - (26) 基金、中間管理権を設定する者及び基金からの転借人は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなくてはならない。
 - (27) 基金からの転借人及び愛知県が協議のうえ、真にやむを得ない理由がない限り、基金からの転借人は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなくてはならない。
 - (28) 賃借権取得者の責務: 基金からの転借人は、農地中間管理事業に関する法律(平成25年法律第101号)第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、基金からの転借人が取得した賃借権又は使用貸借を解除することができる。
 - (29) 賃借権又は使用貸借の解除: 基金は、「農地中間管理事業に関する法律(平成25年法律第101号)第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、基金からの転借人が取得した賃借権又は使用貸借を解除することができる。
 - (30) 契約の解除並びに違約金請求
 - (31) 契約の解除: 基金は、基金からの転借人が当該土地を適正に利用していないと認められる場合、愛知県知事の承認を得て、賃借契約を解除するものとする。
 - (32) 違約金の支払い: 基金の責めに帰さない事由により賃借権を終了させた場合には、基金は、基金からの転借人に対し、残存期間に相当する金額を違約金として請求することができる。
 - (33) 機構関連事業: 農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
 - (34) その他: この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、基金、中間管理権を設定する者、基金からの転借人及び愛知県が協議して定める。
 - (35) その他: この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、基金、中間管理権を設定する者、基金からの転借人及び愛知県が協議して定める。

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	基金及び基金からの転借人並びに中間管理権を設定する者の費用に関する支払区分の内容	備考
修繕又は改良の工事名	基金及び基金からの転借人並びに中間管理権を設定する者の費用に関する支払区分の内容	

別表2 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考
公課等の種類	負担区分の内容	

様式D7-1 【貸借（出し手⇒機構）】
農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権の設定関係）

記入例

1 各筆明細		法人名 JA OOOO		住所														
農地中間管理権の設定をする者(A)		フリガナ 氏名又は名称		大岡久美子														
農地中間管理機構		0536-55-1234		052-951-3288														
住所		電話		電話														
新城市杉山字5-38																		
住所		052-951-3288		052-951-3288														
名古屋市中区錦三丁目3番8号																		
住所		電話		電話														
住所		052-951-3288		052-951-3288														
名古屋市中区錦三丁目3番8号																		
農地中間管理権の設定をする土地		設定する農地中間管理権の内容		農地中間管理権の設定をする者(A) 以外の権利を有する者														
整理番号	所在※	現況 地目	貸付 面積 (㎡)	賃料計算 面積 (㎡)	権利の種類 (賃借権・ 使用貸借権)	利用目的	始期	終期	期間	借債 (100あたり)	借債 (1kgあたり)	借債の 支払方法	住所	氏名又は名 称	権原の種類	同意印	備考	
1	設楽町 東納庫 字飛田 38番	田	1,529	1,529	質貸借		2025/6/1	2035/5/31	10年	玄米60kg 相当	玄米92 kg 相当	振込						
2	東納庫 字飛田 40番の一部	畑	1200のうち 973	973	使用貸借		2025/6/1	2035/5/31	10年	-	-	-						
3	東納庫 字飛田 1番1	畑	1,263	1,263	質貸借	樹園地	2025/6/1	2035/5/31	10年	12,000	15,156	振込						
4	東納庫 字飛田 2番1	畑	1,893	1,700	質貸借	農業施設 設用地	2025/6/1	2035/5/31	10年	30,000	51,000	振込						

※ 一筆の一部を貸し付けする場合は、〇〇の一部と表記(位置を明示した図面を添付)し、貸付面積欄に〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡と記載。

この計画に同意する。

農地中間管理権の設定をする者

住所 (同上) 氏名・名称 (代表者)

印

(記載上の注意事項)

- (1) この各筆明細は、農作業受委託の当事者ごとに別表とする。
- (2) 「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書で下段に2段書きする。
- (3) 1筆の一部について農作業が委託される場合には、「所在」欄に〇〇の一部分と、面積欄に〇〇〇m²の内〇〇〇m²と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) 農作業受委託面積が「面積」欄と異なる場合は、「受委託面積」欄に記載する。
- (5) 「農作業受委託の形態」は、「特定農作業受委託」又は「基幹3作業以上の受委託」と記載する。
- (6) 「農作業の内容」は、「耕起・代かき」「田植え」「収穫・脱穀・調整」等と複数記載できるとし、委託する主な作業内容を記載する。
- (7) 「始期」「終期」はそれぞれ「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載する。「期間」は、「〇年」と記載する。
- (8) 「対価」は、委託する作業の対価の合計を記載する。
- (9) 「対価の支払」は、「支払人」には(A)、「相手方」には(B)を記載し、(A)と(B)の間の対価の授受について記載する。この場合、農地中間管理機構は対価の授受に係る一切の債権債務を負わない。
- (10) 「支払方法」は、対価の支払期限と支払方法(現金払、口座振込等)を記載する。
- (11) 特定農作業受委託にあっては、「対価」の欄は、「(B)が受託して行う農産物の販売による収入のうち、別に定める一定額を(A)に支払い、その残余を農作業及び販売の受託の対価として充当」と等と記載する。
その上で、(B)が(A)に支払う「一定額」の考え方、支払期限及び支払方法(現金払、口座振込等)については、備考欄等に記載する。

(共通約定事項)

- この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより契約が締結されたこととみなされる農作業受委託契約は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 受委託契約の締結：1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の農作業受委託契約は、この農用地利用集積等促進計画の認可公告により締結されたものとみなす。
 - ア 当該農作業を適正に行っていないと認められるとき(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第21条第2項第2号)。
 - イ 正当な理由がなく機構法第21条第1項の規定による報告をしないうとき(機構法第21条第2項第3号)。
 - (3) 善管注意義務：(B)は、善良なる管理者の注意をもって(A)が求める結果が得られるよう努めるものとする。
 - (4) 履行状況の確認：
ア (B)は、受託した農作業の経過及び結果について、書面等により作業内容ごとに記録するものとする。また、(B)は、受託した作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により(A)に報告するとともに、農地中間管理機構に対してその写しを提供するものとする。
 - イ (B)は、(A)又は農地中間管理機構からの請求があるときは、受託した農作業の履行状況について、アに準じて報告するものとする。
 - (5) 損害の賠償：(A)、(B)及び農地中間管理機構のいずれの責にも帰すことができない事由により減収等が発生した場合における負担は(A)が負う。
また、農地中間管理機構は、(B)が受託した農作業に起因して、(A)が被ったいかなる損害も責任を負わないものとする。
 - (6) 対価の増減額請求：(A)及び(B)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
ア 経済的条件的変動が生じ、本計画に定める対価が著しく不相当と認められるとき。
イ 災害その他の事由により、この農用地利用集積等促進計画により委託される農作業の一部又は全部を遂行することが著しく困難となったとき。
ア 相当の期間を経過してもなお当該土地の農作業の委託を行うことができない見込みがないと認められるとき(機構法第20条第2号)。
イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき(機構法第20条第2号)。
 - (8) 機構関連農地整備事業、農地中間管理機構に対して15年以上の期間で農作業が委託されている農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
 - (9) その他：この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項(品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数など)に関する事項は、農地中間管理機構を解さず(A)と(B)で適宜取り決めることとし、この農用地利用集積等促進計画に疑義が生じたときは(A)、(B)及び農地中間管理機構が協議する。

様式 E 1

名 義 変 更 届

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長 殿

〒

新名義人 住 所

ふりがな

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日から利用権を設定した下記農用地の名義人（土地所有者）に変更が生じたのでお知らせします。

なお、残存期間については、農用地利用集積計画に定める条件で継続することに異論はありません。

記

1 名義変更の農用地

利用権を設定した土地			設定した利用権			
所在	地目	面積㎡	利用権の種類	始期	終期	借賃

2 旧名義人

住 所

氏 名

3 移転の理由

相続

4 添付書類

土地の登記事項証明書（写し）

5 借賃の振込口座

農協 銀行 金庫	本店 支店	預 金 種 目	口座番号										
			口座名義人 (カナ)										

※ 名義人と口座名義人が異なる場合、受領委任状の提出が必要となります。

名義変更届

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

〒

住所

ふりがな

氏名

印

電話番号

農用地利用配分計画（農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画）の利用権を下記のとおり移転するので、お知らせします。

なお、残存期間については、同計画に定める条件で継続することに異論はありません。

また、貴基金がこの変更届記載の個人情報に当事業のために利用すること、並びに業務に必要な範囲で行政機関・農業協同組合等の関係団体・個人に情報開示されることに同意します。

記

1 名義変更の農用地

賃借権の設定を受けた土地						設定を受けた権利			
市町村	大字	字	地番	現況地目	面積 m ²	権利の種類	始期	終期	借賃
						(賃貸借)			

2 旧名義人

住所

氏名

3 移転の理由

相続

4 添付書類

他の相続人の同意書

同意書

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

住 所
氏 名 ⑩

住 所
氏 名 ⑩

住 所
氏 名 ⑩

〇〇 〇〇が公益財団法人愛知県農業振興基金から借り受けている下記の農地について、〇〇 〇〇がその賃借権を相続し、残存期間について従前と同一条件で借り受けることに同意します。

記

賃借権の相続の対象となる農用地

市町村	大字	字	地番	現況 地目	面積 m ²	賃借権 始期	賃借権 終期	借 賃

口座変更届

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

住 所

ふりがな

氏 名

⑩

電話番号

農用地の賃料の受け取り口座については、下記口座への変更をお願いします。

記

1 貸出している農用地

2 賃料の振込口座

農協 銀行 金庫	本店 支店	預 金 種 目		口座番号								
			口座名義人 (カナ)									

※ 名義人と口座名義人が異なる場合、受領委任状の提出が必要となります。

様式 E4

住所変更届

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

氏 名

印

住所を変更しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 旧住所

2 新住所

郵便番号：

住 所：

電話番号：

【機構に貸し出している農地】

土地の地番	地目	面積 (㎡)	備考

様式 E5

借賃の変更について

年 月 日

公益財団法人 愛知県農業振興基金理事長 殿

賃貸人（土地所有者） 住所

氏名 印

電話番号

賃借人（耕作者） 住所

氏名 印

電話番号

農地中間管理事業による権利の設定がされた下記土地に係る借賃について、賃貸人（土地所有者）及び賃借人（耕作者）は下記のとおり借賃の変更をすることに同意しましたので、ご承知ください。

記

1 土地の表示・変更内容

土地の所在・地番	地目	面積 (㎡)	1年分の借賃（円／10a）		備考
			変更前	変更後	

2 借賃を変更する理由

3 借賃変更時期

年 月 日から変更

様式 E6 (出し手宛)

令和 年 月 日

(農地所有者)

○ ○ ○ ○ 様

業務委託先：○○市町村・JA○○
部署名 ○ ○ ○ ○

農地中間管理権の期間満了の通知書

平成(令和) 年 月 日付け公告の農用地利用集積計画によって農地中間管理権を設定した下記の農地は、令和 年 月 日をもって契約期間が終了しますので、ご連絡申し上げます。

なお、受け手(耕作者)様にも契約が終了する旨の連絡をしておりますので、申し添えます。

また、契約満了後も貸し付けを希望される場合は、あらためて契約が必要となりますので、市町村またはJAの窓口にご相談ください。

記

1. 契約期間の満了する農用地等

別紙「各筆明細」写しのとおり

以上

様式 E7 (受け手宛)

令和 年 月 日

(耕作者)

○ ○ ○ ○ 様

業務委託先：○○市町村・JA○○
部署名 ○ ○ ○ ○

農地中間管理権の期間満了の通知書

平成(令和) 年 月 日付け公告の農用地利用集積計画によって農地中間管理権を設定した下記の農地は、令和 年 月 日をもって契約期間が終了しますので、ご連絡申し上げます。

なお、出し手(地権者)様にも契約が終了する旨の連絡をしておりますので、申し添えます。

また、契約満了後も貸し付けを希望される場合は、あらためて契約が必要となりますので、市町村またはJAの窓口にご相談ください。

記

1. 契約期間の満了する農用地等

別紙「各筆明細」写しのとおり

以上

様式 F1

農地中間管理事業

振替・振込期日等連絡票

愛知県農業振興基金あて

農業協同組合

報告者：

1 振替の期日・金額等

	処理日	総件数	総金額
振り替え (引き落とし)			
振り込み			

農地中間管理事業

振替・振込結果報告

愛知県農業振興基金あて

農業協同組合

報告者：

振 替	振 込
-----	-----

該当する処理を○で囲んでください

処理実施日	年 月 日
-------	-------

項 目	件 数	金 額 (円)
処理依頼件数・金額		
正常終了件数・金額		
処理不能件数・金額		

- * あわせて振替・振込結果一覧（不能結果の個別明細と処理依頼合計金額がわかるもの）を送付してください。
- * 過年度分が含まれる場合は、個別明細にその部分を明記してください。

(無償市町村)

様式 G3 無償市町村用

令和○年度農地中間管理事業に関する委託業務実績報告書

号
令和 年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 殿

住 所
市町村名
代表者名

業務委託契約書第6条に基づく令和○年度の農地中間管理事業に関する受託業務について、その実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施業務

- (1) 中間管理事業に関する農地利用集積業務（新規・更新）
- (2) 農地に関する権利の契約情報管理に関する業務（満期・変更解除・台帳整備・研修会）
- (3) 賃料相場の検討業務等

2. 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 実施結果

※○○部分を記載

業務区分	計画目標
(1) 中間管理事業に関する農地利用集積業務 ・ 農用地利用集積等促進計画案の作成業務 ・ 中間管理事業扱いの農地の貸出・借受の受付 ・ 農地台帳情報との照合確認 ・ 貸し手・借り手の調整業務 ・ 中間管理情報システムへの入力 ・ 上記の業務の実施に当たって必要な関連業務	新規集積面積 *1 ○○. Oha 更新集積面積 ○○. Oha
(2) 農地に関する権利の契約情報管理に関する業務 ・ 契約情報の保全業務 ・ 契約の変更（相続・合意解約等）に関する業務 ・ 権利の移転手続きに関する業務 ・ 満期契約の更新・再貸付に関する業務	契約管理面積 *2 ○○. Oha ○○件

(無償市町村)

<ul style="list-style-type: none">・ 契約の照会・相談への対応・ 業務の実施に必要な研修会等への参加・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務	
(3) 賃料相場の検討業務等 <ul style="list-style-type: none">・ 地域の賃料相場の検討業務等・ 地域の相場情報の提供・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務	賃料相場の検討業務の 実施： 有 ・ 無

*1 「新規集積面積」には、本年度新規に利用権が設定された面積を、「更新集積面積」には円滑化事業等（利用権設定事業や中間管理事業の再貸付を含む）からの切替更新された面積を記入してください。

*2 「契約管理面積」には、当年度期首に農地中間管理事業で利用権設定してある農地面積の合計面積（契約保有面積）を、件数にはその筆数（概数で可）を記入してください。

(有償市町村)

様式 G3 有償市町村用

令和○年度農地中間管理事業に関する委託業務実績報告書

号
令和 年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 殿

住 所
市町村名
代表者名

業務委託契約書第7条に基づく令和○年度の農地中間管理事業に関する受託業務について、その実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施業務

- (1) 中間管理事業に関する農地利用集積業務（新規・更新）
- (2) 農地に関する権利の契約情報管理に関する業務（満期・変更解除・台帳整備・研修会）
- (3) 賃料相場の検討業務等

2. 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 実施結果

※○○部分を記載

業務区分	実績
(1) 中間管理事業に関する農地利用集積業務 <ul style="list-style-type: none">・ 農用地利用集積等促進計画案の作成業務・ 中間管理事業扱いの農地の貸出・借受の受付・ 農地台帳情報との照合確認・ 貸し手・借り手の調整業務・ 中間管理情報システムへの情報入力・ 上記の業務の実施に当たって必要な関連業務	新規集積面積 *1 ○○. Oha 更新集積面積 ○○. Oha
(2) 農地に関する権利の契約情報管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none">・ 契約情報の保全業務・ 契約の変更（相続・合意解約等）に関する業務・ 権利の移転手続きに関する業務・ 満期契約の更新・再貸付に関する業務・ 契約の照会・相談への対応	契約管理面積 *2 ○○. Oha ○○件

(有償市町村)

<ul style="list-style-type: none">・ 業務の実施に必要な研修会等への参加・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務	
(3) 賃料相場の検討業務等 <ul style="list-style-type: none">・ 地域の賃料相場の検討業務等・ 地域の相場情報の提供・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務	賃料相場の検討業務の 実施： 有・無

- *1 「新規集積面積」には、本年度新規に利用権が設定された面積を、「更新集積面積」には円滑化事業等（利用権設定事業や中間管理事業の再貸付を含む）からの切換更新された面積を記入してください。
- *2 「契約管理面積」には、当年度期首に農地中間管理事業で利用権設定してある農地面積の合計面積（契約保有面積）を、件数にはその筆数（概数で可）を記入してください。

(有償市町村)

令和 年 月 日

令和 年度農地中間管理事業業務委託費の請求書

公益財団法人 愛知県農業振興基金 理事長 様

住 所
市町村名
代表者氏名

㊞

農地中間管理事業業務委託契約書第4条により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

振込先

金融機関名 _____

(ふりがな)

口座名 _____

預金種別 _____

口座番号 _____

(JA/公社)

様式 H3 JA/公社用

令和〇年度農地中間管理事業に関する委託業務実績報告書

号
日

令和 年 月

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者名

業務委託契約書第7条に基づく令和〇年度の農地中間管理事業に関する受託業務について、その実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施業務

- (1) 中間管理事業に関する農地利用集積業務（新規・更新）
- (2) 農地に関する権利の契約情報管理に関する業務（満期・変更解除・台帳整備・研修会）
- (3) 賃料の精算支払に関する業務（振込・振替）

2. 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 業務実績

※〇〇部分を記載

業務区分	実績
(1) 中間管理事業に関する農地利用集積業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地利用集積等促進計画案の作成業務 ・ 中間管理事業扱いの農地の貸出・借受の受付 ・ 農地台帳情報との照合確認 ・ 貸し手・借り手の調整業務 ・ 中間管理情報システムへの情報入力 ・ 上記の業務の実施に当たって必要な関連業務 	新規集積面積*1 〇〇〇.〇 ha 更新集積面積 〇〇〇.〇 ha
(2) 農地に関する権利の契約情報管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約情報の保全業務 ・ 契約の変更（相続・合意解約等）に関する業務 ・ 権利の移転手続きに関する業務 ・ 満期契約の更新・再貸付に関する業務 ・ 契約の照会・相談への対応 	契約管理面積*2 〇〇.〇 ha 〇〇 件

(JA/公社)

<ul style="list-style-type: none">・ 業務の実施に必要な研修会等への参加・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務	
<p>(3) 賃料の精算支払等に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none">・ 通知（案内・督促）業務等・ 受け手農家からの借賃徴収業務 ・ 農地所有者への借賃支払業務 ・ 支払調書の作成業務・ 地域の賃料相場の検討業務等 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務	精算時期： ○月実施 案内通知 ○○件 自行振替 ○○件 他行振替 ○○件 自行振込 ○○件 他行振込 ○○件 支払調書作成 ○○件 賃料相場の検討業務の 実施： 有・無

*1 「新規集積面積」には、本年度新規に利用権が設定された面積を、「更新集積面積」には円滑化事業等（利用権設定事業や中間管理事業の再貸付を含む）からの切替更新された面積を記入してください。

*2 「契約管理面積」には、当年度期首に農地中間管理事業で利用権設定してある農地面積の合計面積（契約保有面積）を、件数にはその筆数（概数で可）を記入してください。

令和 年 月 日

令和〇年度農地中間管理事業業務委託費の請求書

公益財団法人 愛知県農業振興基金 理事長 様

住 所
市町村名
代表者氏名

㊞

農地中間管理事業業務委託契約書第4条により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

振込先

金融機関名 _____

(ふりがな)

口座名 _____

預金種別 _____

口座番号 _____

V 令和8年度農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画認可スケジュール

項目 / 認可	R8.5月	R8.6月	R8.7月	R8.8月	R8.9月	R8.10月	R8.11月	R8.12月	R9.1月	R9.2月	R9.3月	R9.4月
促進計画案作成	4月中旬	5月中旬	6月中旬	7月中旬	8月中旬	9月中旬	10月中旬	11月中旬	12月中旬	1月中旬	2月中旬	3月中旬
促進計画案に対する意見等	4月下旬	5月下旬	6月下旬	7月下旬	8月下旬	9月下旬	10月下旬	11月下旬	12月下旬	1月下旬	2月下旬	3月下旬
促進計画案の提出	4月30日(木)まで	5月29日(金)まで	6月30日(火)まで	7月31日(金)まで	8月31日(月)まで	9月30日(水)まで	10月30日(金)まで	11月30日(月)まで	12月28日(月)まで	1月29日(金)まで	2月28日(金)まで	3月31日(水)まで
① 促進計画の利害関係者への意見聴取	7日間	7日間	7日間	7日間	7日間	7日間	7日間	7日間	7日間	7日間	7日間	7日間
促進計画の決定	5月15日(金)まで	6月12日(金)まで	7月14日(火)まで	8月14日(金)まで	9月11日(金)まで	10月15日(水)まで	11月13日(金)まで	12月14日(月)まで	1月15日(金)まで	2月10日(水)まで	3月12日(金)まで	4月14日(水)まで
② 促進計画の認可申請	5月18日(月)	6月15日(月)	7月15日(水)	8月17日(月)	9月14日(月)	10月16日(金)	11月16日(月)	12月15日(火)	1月18日(月)	2月12日(金)	3月15日(月)	4月15日(木)
③ 促進計画の認可	5月27日(水)	6月24日(水)	7月27日(月)	8月26日(水)	9月25日(金)	10月27日(火)	11月25日(水)	12月24日(木)	1月27日(水)	2月24日(水)	3月25日(木)	4月26日(月)
④ 促進計画の認可の公告	5月29日(金)	6月26日(金)	7月29日(水)	8月28日(金)	9月29日(火)	10月29日(水)	11月27日(金)	12月28日(月)	1月29日(金)	2月26日(金)	3月29日(月)	4月28日(水)
⑤ 利用権等の設定始期	5月30日(土)以降	6月27日(土)以降	7月30日(水)以降	8月29日(土)以降	9月30日(水)以降	10月30日(金)以降	11月28日(土)以降	12月29日(火)以降	1月30日(土)以降	2月27日(土)以降	3月30日(火)以降	4月29日(木)以降

※② 権限移譲がある場合は市町村へ認可申請(以下、県を市町村に読み替え)
 ※⑤ 利用権等の設定始期は、原則として、指定の日から遅くとも翌月の促進計画の認可公告日までに行ってください。

【認可・公告の事務処理期間等】

- ① 促進計画(地域計画区域外)の利害関係人への意見聴取(機構HP公示期間):7日間
- ② 促進計画の認可申請(機構):月始め11営業日(原則)
- ③ 促進計画:認可(農政課等)申請後7営業日
- ④ 促進計画の認可の公告(農政課等):認可後2営業日
- ⑤ 利用権等の設定始期:認可の公告の翌日

VI 様式D5「賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等」の記載省略について

(根拠条文)

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第12条第2項

賃借権の設定等を受ける者について、農用地の利用状況、機械の保有状況、農作業従事者数等の状況その他の事項を記載した書類を、促進計画に添付して知事へ認可申請。

○必要事項（様式D5に項目明示）

- ・農用地の利用状況、機械の保有状況、農作業従事者数等の状況、周辺農地への影響
- ・農地所有適格法人の場合：
 - 事業の種類、売上高、事業計画、構成員・理事等の氏名・議決権・農業従事状況等
 - 要添付：定款（一般法人の場合も必要）、適格法人の構成員名簿
- ・個人の場合：農作業従事状況

○省略可能な事項（規則第12条第3項）

次に掲げる場合は、促進計画にその旨記載して書類の添付を省略できる。

法改正により第4号追加（第12条第3項第4号）

地域計画の「農業を担う者」で、農業委員会が同号に規定する要件（①～③）を備えると認めた場合

要件 ① 農地所有適格法人の場合：

- ・全農用地を効率的に利用して農業を行うと認められること

② 農作業に常時従事すると認められない者 の場合：

- ・全農用地を効率的に利用して農業を行うと認められること
- ・他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれること
- ・法人の業務執行役員等の一人以上が農業に常時従事すると認められること

③ ①②以外の者 の場合：

- ・全農用地を効率的に利用して農業を行うと認められること
- ・農作業に常時従事すると認められること

省略事項

様式D5の全項目、定款、適格法人の構成員名簿

【参考】12条3項1～3号に該当する場合の省略事項は従前どおり

・（1号）再貸付の場合

省略事項：農用地の利用状況、機械の保有状況、農作業従事者数等の状況

・（2号）他の配分計画（促進計画）により借受実績がある場合

省略事項：法人の定款（変更がない場合に限り。）

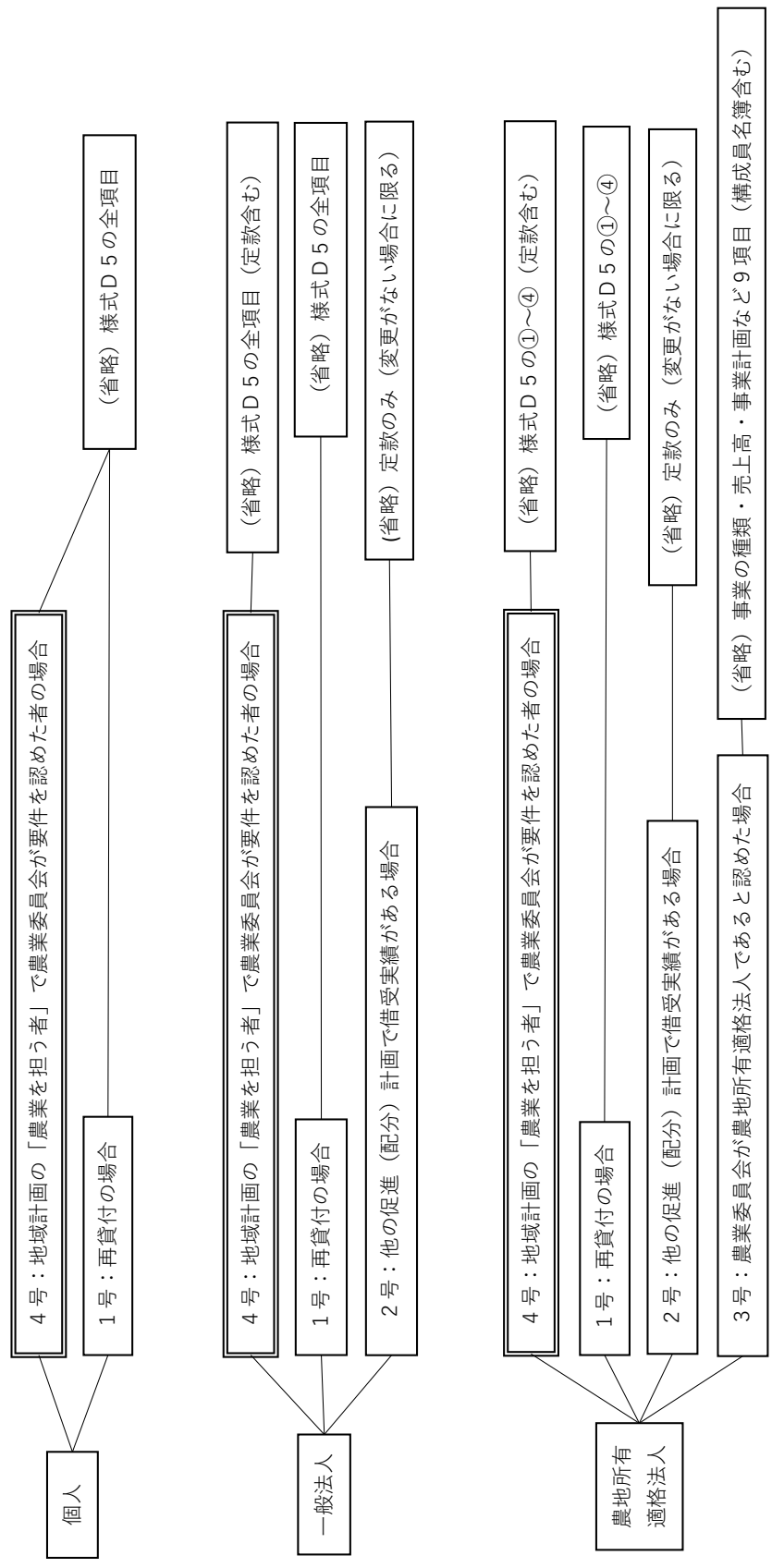
・（3号）促進計画に関する意見を聴取した農業委員会が、農地所有適格法人と認めた場合

省略事項：法人の事業の種類、売上高、事業計画、構成員・理事等の氏名・議決権 等省略する場合は促進計画に「施行規則第12条第3項の該当号数」を記載。(受け手欄に追加)

※必要事項及び省略事項の一覧は、別表、フロー図を参照。

様式D5添付書類の省略判断フロー（施行規則第12条第3項 1号～4号）

様式D5添付書類：（共通）①農用地の利用状況、②機械の保有状況、③農作業従事者数等の状況、④周辺農地への影響（個人）+ 農作業従事状況、（法人）+ 定款、（農地所有適格法人）+ 事業の種類・売上高・事業計画など9項目、構成員名簿



省略する場合は、農用地利用集積等促進計画に「施行規則第12条第3項の該当号数」を記載すること。

- Ⅶ 参考通知** ①令和6年10月10日付け【6農振基農地発第101号】
②令和7年3月11日付け【事務連絡】
③令和8年4月1日付け【8農振基農地発第6号】
令和8年度農地中間管理事業業務委託契約の締結について（依頼）

Ⅶ ①

6農振基農地発第101号
令和6年10月10日

各市町村長 殿
各市町村農業委員会会長 殿
各農業協同組合組合長 様
公益財団法人農林業公社しんしろ理事長 様

公益財団法人愛知県農業振興基金
（愛知県農地中間管理機構）
理事長 仲井 靖
（公印省略）

地域計画策定・公告後における農地中間管理事業の業務手順等について
（通知）

農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画は、令和7年3月31日までに策定・公告されることとなっております。農地中間管理事業に係る業務マニュアルとして愛知県農業振興基金では毎年度業務手順書を作成しているところですが、地域計画作成・公告後の業務手順等について別紙のとおり補足事項を整理しましたので、円滑な業務実施にご協力をお願いします。

なお、関連して、愛知県各農林水産事務所長あてに「地域計画策定後の農用地利用集積等促進計画の作成等について」（令和6年10月10日付け6農振第507号愛知県農業水産局長通知）が別添のとおり発出されています。

連絡先

愛知県農業振興基金 農地集積推進部
（澤田、小高、石橋、伊奈、兵藤、大羽）
電話 052-951-3288

別紙

1 地域計画の区域外農用地の利用権設定手続きについて

農業上の利用が行われる農用地等の区域については地域計画を策定するとの農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）の趣旨から、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「機構法」という。）第19条第2項の規定に基づき、農地中間管理機構（愛知県農業振興基金。以下「機構」という。）から市町村等に対して農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）案の提出を求めるのは、地域計画の区域内に限定します。【業務手順書 p. 39～42 参照】

したがって、地域計画の区域外の農用地において農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められる場合は、機構法第18条第11項の規定に基づく農業委員会の要請及び促進計画案の提出により利用権の設定を行うこととなります。【業務手順書 p. 43～45 参照】

なお、農業委員会から機構に対して要請する際には、別記【参考文例】に準じた書類を機構へ提出してください。（貸出申込書等の添付書類の提出を含みます。）

また、地域計画の区域内、区域外ともに、促進計画（添付書類を含む。）の機構への提出期限は毎月末日、認可公告は提出月の翌月末の予定です。

2 地域計画（目標地図含む。意見聴取時、公告後）の提出方法、提出書類について

地域計画を定めるときは、農業委員会、機構その他関係団体の意見を聴く（基盤法第19条第6項）とされており、また、公告した後は、県、農業委員会、機構へ写しを送付する（基盤法第19条第8項）とされています。

また、写しの送付に関して、地域計画策定マニュアルでは、「電子データ等」で送付と記載されているところでもあります。

これらを踏まえ、地域計画の機構への提出書類、方法は以下のとおりとしますのでご協力をお願いします。

【提出書類・方法】

○意見聴取時：

①意見照会文、②地域計画本体、③目標地図（PDF）、④「農地ごとの担う者」一覧表（エクセル）。①～④すべてデータ（メール）で提出する。

○公告後：

通知文をデータ（メール）で提出する。

以下の1.～3.のいずれかに該当する場合は、該当する「②地域計画」または「③目標地図」または「④農地ごとの担う者一覧表」の添付は不要です。

1. 意見聴取時と②、③、④の各内容に変更がない場合
2. 農業委員会サポートシステムで、③、④が確認できる場合
3. 市町村ホームページで②または③または④が確認できる場合

3 促進計画の認可公告後の地権者（出し手）、耕作者（受け手）への権利設定通知について

法令上、通知すべき規定はありませんが、従前の集積計画による権利設定を市町村から通知していたこと、また、農地中間管理事業による利用権の設定等の促進は、基盤法（第 17 条、第 4 条）に基づき市町村が行う事業であることから、促進計画による地権者・耕作者に対する権利設定通知についても従前と同様に、各市町村から通知していただくよう協力をお願いします。郵送費等の経費については、必要に応じて業務委託費で措置することができます。

なお、権利移転の場合は従前どおり機構から通知します。

【参考】

基盤法

第 17 条 市町村は基本構想に従い「農業経営基盤強化促進事業」を行うものとする。

第 4 条第 3 項 農業経営基盤強化促進事業とは

- 1 農地中間管理事業・・・による利用権の設定等を促進する事業
- 2 以下略

4 促進計画に添付する書類（様式 D5 農業経営の状況等）の省略について

機構法施行規則（以下「規則」という。）第 12 条第 3 項第 4 号の規定により、促進計画で賃借権の設定等を受ける者が、地域計画に「農業を担う者」（以下「担う者」という。）として記載されている場合は、促進計画に添付する書類（様式 D5）は省略可能となります。（農業委員会が規則第 12 条第 3 項第 4 号に規定する要件を備えると認めた「担う者」に限ります。以下同じ。）

この規定は、①地域計画（目標地図）において「担う者」が定められている特定の農地を、当該「担う者」へ貸し付ける場合のほか、②地域計画区域内の農地（今後検討等として「担う者」が定められていない農地を含む。）を当該地域計画に記載されているいずれかの「担う者」へ貸し付ける場合（目標地図と異なる「担う者」へ貸し付ける場合）にも適用されます。

ただし目標地図と異なる「担う者」（今後検討等として「担う者」が定められていない場合を含む。）へ貸し付ける場合には、当基金の農地中間管理事業規程第 3 - 3（1）の①または③に該当する必要があることに留意してください。

したがって、地域計画において「担う者」として記載されている者に対して、当該地域計画区域内の農地を貸し付ける場合には、促進計画に添付する書類（様式 D5）は省略可能となります。添付書類を省略する場合には、促進計画様式の受け手欄の「規則第 12 条第 3 項該当号数」欄に「4 号」と記載してください。

別記【参考文例（地域計画区域外・農業委員会要請）】

農用地利用集積等促進計画策定の要請書

番 号
年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長あて

市（町村）農業委員会長

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 11 項の規定に基づき、別添の農用地利用集積等促進計画案のとおり、当該計画を定めるべきことを要請します。

添付書類

農用地利用集積等促進計画案（様式D〇）

農用地貸出希望申込書（様式B 1）

※（共有名義同意書、受領委任状、一部貸付農地図面）

貸出希望農地 集積等促進計画台帳（様式D 3）

農業経営の状況等（様式D 5）

市町村の意見書

※は該当の場合のみ

連絡先（担当）

〇〇農業委員会事務局 〇〇

VII ②

事 務 連 絡
令和7年3月11日

各市町村（農業委員会）、関係農業協同組合、市町村公社
中間管理事業担当者 様

公益財団法人愛知県農業振興基金
（愛知県農地中間管理機構）

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（第12条）の改正
（R7.4.1 施行）に伴う様式 D5 の改正等について

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行（令和7年4月1日施行）に伴い、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）が別紙のとおり改正され同日付で施行されます。

規則第12条に追加された項目

- ① 農作業従事者の配置状況
- ② 種類株式の議決権（農地所有適格法人が対象）
- ③ 農地法その他農業関係法令遵守の状況

改正規則の施行後（令和7年4月1日以降）に県へ認可申請する際には、上記事項を記載した書類の添付が必要になりました。（具体的には、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「機構法」という。）第19条第2項の規定に基づき、令和7年3月28日（金）までに提出を求めている農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）案から、その添付書類として必要になります。農業委員会からの要請によるものも同様。）

なお、規則改正に伴う詳細な事項は、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の改正（令和7年3月末予定）により示される予定です。

対応（認可申請時の添付書類）

- 様式 D5（賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等）を別紙のとおり改正します。追加項目①については、従事者を配置する市町村名を記載する欄として [] を追加。追加項目②については、構成員の欄に、「農業関係者」の表示欄及び、種類株式・議決権

総数の記載欄を追加。

その他、所要の修正。

なお、規則第 12 条第 3 項第 4 号の規定に基づき、農業委員会が同号に定める要件を備えることとなると認めた場合（農地所有適格法人の場合は第 3 号にも該当する場合）には、様式 D5 の提出は省略することができます。（従前どおり）

○ 追加項目③農地法その他農業関係法令遵守の状況について

（別紙）の「農地法その他農業に関する法令の遵守の状況等」を、権利の設定を受ける者ごとに作成して基金（機構）への提出が必要になります。当該（別紙）の書類は、県への認可申請時に促進計画の添付書類として提出します。

ただし、機構法第 19 条第 2 項に基づき市町村が促進計画の案を提出する場合において、市町村からの促進計画案の送付文書に「権利の設定を受ける者から、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第 12 条第 2 項第 1 号イ（2）に規定する農地法その他農業に関する法令の遵守の状況等について違反及び該当がない旨の申告を受けている。」等の文言を付記した場合は、別紙の「法令遵守の状況等」の提出は不要です。

この場合、市町村からの促進計画案の送付文書を県への認可申請時に提出することになります。なお、市町村において、上記のような文言を付記しない場合、又は、権利の設定を受ける者から別紙「法令遵守の状況等」について違反等の申告があった場合は、当該書類の提出を省略することはできません。

この取り扱いは、機構法第 19 条第 2 項において、市町村から提出される促進計画の案は、同法第 18 条第 5 項各号（県の認可基準）に適合することが求められており、農業関係法令の遵守は、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるか否かの判断基準になっていること（農地法関係事務に係る処理基準。今後改正予定。）によります。

また、機構法第 18 条第 1 項に基づく農業委員会からの要請の場合にも、上記取り扱いと同様に、機構への要請文書において「権利の設定を受ける者から、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第 12 条第 2 項第 1 号イ（2）に規定する農地法その他農業に関する法令の遵守の状況等について違反及び該当がない旨の申告を受けている。」等の文言を付記した場合は、（別紙）の「法令遵守の状況等」の提出は不要です。なお、農業委員会において、上記のような文言を付記しない場合、又は、権利の設定を受ける者から別紙「法令遵守の状況等」について違反等の申告があった場合は、当該書類の提出を省略することはできません。

Ⅶ ③

(有償契約)

8農振基農地発第6号
令和8年4月1日

(各委託団体代表者) 殿

公益財団法人愛知県農業振興基金
(愛知県農地中間管理機構)
理事長 犬飼峰宏
(公 印 省 略)

令和8年度 農地中間管理事業業務委託契約の締結について (依頼)

平素より当基金の業務運営に格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、農地中間管理事業の業務委託契約につきましては、かねてより委託費の積算方法について見直すよう強く求められていたところですが、委託業務の実施状況が地域ごとに様々であることから、これまで実施を見送ってきたところです。

しかしながら、今般、国からの強い指導を受けた県から別紙(写)のとおり要請があったため、8年度より業務委託費の見直しは避けられないものとなりました。

つきましては、別添「農地中間管理機構からJA・市町村への委託料の積算方法の見直しについて」および「農地中間管理事業業務委託契約書」のとおり、8年度の委託契約を見直すこととしましたので、ご事情をご賢察いただき、下記により何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 契約方式変更のポイント

従来(7年度まで)は、年度末に委託内容の実施結果(実績)をご報告いただき、その報告書に記載された精算額を基に支払いを行う方式としておりましたが、8年度より、以下の方式へ変更いたします。

- ① 年度当初に業務委託契約書上に前々年度取扱実績をベースとして積算した委託費(予定委託費)を提示。
- ② この金額に基づく業務委託契約を締結のうえ、契約書に記載された委託業務を実施。
- ③ 年度末に、予算総額や契約年度の実績(JAにおける賃料精算業務の実績件数)等を踏まえて予定委託費を再計算した後、委託費を確定して支払いを実施。

2. 今後の手続きについて

(以下略)



7 農振 1 0 3 2 号
令和 8 年 3 月 1 3 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長 様

愛知県農業水産局農政部農業振興課長

農地中間管理機構から JA・市町村への委託料の積算方法の
見直しについて

農地中間管理事業を行うために必要となる出し手・受け手との調整等の業務は、円滑化事業や利用権設定事業を通じたノウハウの蓄積がある JA・市町村に委託されており、それについての必要な経費は、JA・市町村からの報告に基づき機構から委託料を支払ってきました。

しかし、その委託料の支払いについて、統一的な積算基準がないため、結果的に JA・市町村ごとの委託料の金額が取扱件数と比例していない結果となっており、国からは、取扱実績に応じて委託料を積算するよう強く求められています。

つきましては、今後の JA・市町村への委託料の積算方法について、取扱い実績に応じた積算となるよう見直しをお願いします。

ただし、令和 8 年度については、既に多くの JA・市町村で予算編成作業が進んでいると推察されることから、段階的な見直しとし、見直しの完全実施は令和 9 年度からとして支障ありません。

担当 利用集積グループ
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 4 0 4

農地中間管理機構から JA・市町村への委託料の積算方法の見直しについて

1. 見直しの理由等

- 農地中間管理事業を行うために必要となる出し手・受け手との調整等の業務は、円滑化事業や利用権設定事業を通じたノウハウの蓄積があるJA、市町村に委託しています。
- 必要な経費については、JA、市町村からの報告に基づき機構から委託料を支払ってきましたが、統一的な積算基準がないため、結果的にJA、市町村ごとの委託料の金額が取扱件数と比例していない結果となっています。
- 国からは、取扱実績に応じて委託料を積算するよう強く求められており、積算方法を見直さざるを得ない状況にあります。
(利用権設定事業の廃止の影響等で取扱件数が増えることが見込まれ、財源の確保も今後の課題となるところ、その前提としても委託料の積算方法の標準化は必要と考えられます。)
- ただし、令和8年度については、既に多くのJA、市町村で予算編成作業が進んでいると推察されることから、段階的な見直しとし、見直しの完全実施は令和9年度からとさせていただきます。

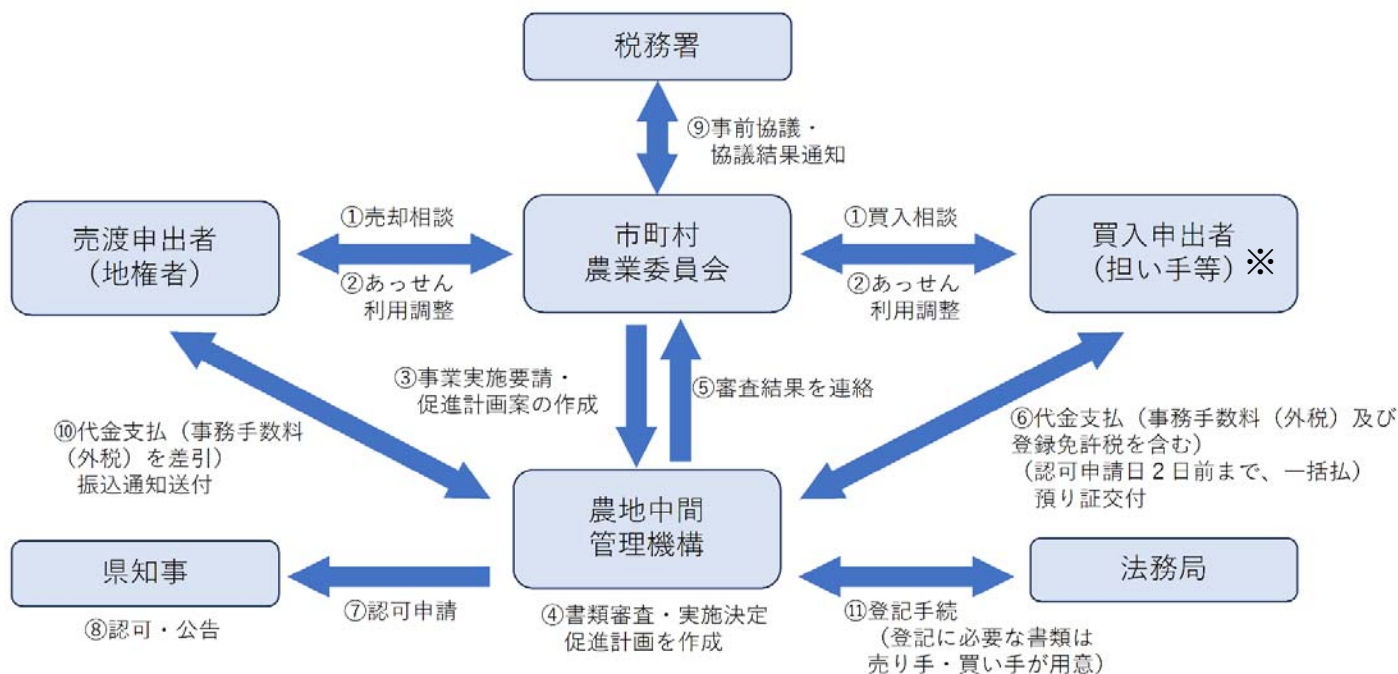
2. 見直し案

- 令和8年度当初の委託料の総額については、国からの内示増が見込まれないことから、令和6年度のJA、市町村への委託料支払総額をベースにして、
 - ①全体の約7割 → 取り扱う事務ごとに単価を定め、取扱件数を乗じた積算
(詳細は P.2「1. 概算契約額の積算方法」)
 - ②全体の約2割 → ①により大幅な減額が生じる委託先の激変緩和
 - ③全体の約1割 → 実績の大幅な上振れ等の状況変化に対応するための追加配分
(詳細は P.3「2. 追加精算の積算方法の考え方」)に振り分け、JA、市町村ごとの委託料を積算します。
- ①については、JAと市町村との業務分担(調整業務・促進計画案の作成)の整理を行った上で、令和6年度の取扱い面積を基にした契約実績見込に応じて令和8年度当初の契約金額を算出します。(積算項目:新規・円滑化等からの切替・更新・権利移転・解約・相続・契約情報更新の件数、窓口数、市町村数、案内通知件数、振込件数、支払調書件数、郵送代、その他必要経費)
なお、積算に使用した見込件数から実績が減ったとしても、人件費及び物件費は変更しないこととし、(賃料精算業務相当額は実績ベースでの支払い)、また、計算した金額の用途は委託先の判断により、物件費で算出した分を人件費に充てる等も可能とします。
- ①の積算により令和6年度支払い実績から大幅な減額となる委託先が生じるため、②により、令和6年度の支払額と①の差額の 3/4 を調整し、減額幅を最大 15%程度に抑えます。
- ③については、1月に振込実績等を踏まえ、追加で増額(振込実績によっては減額の場合もあり)の変更を行います。
- 令和8年度の国の内示額が想定以下だった場合は、上記の積算から一律に減額を行うこともありえます。

- 単価仕様書(過去実績ベース当初契約+年度末出来高精算方式)・・・略

Ⅷ 参考 農地売買等事業の事務処理フロー図及び主な要件等

農地売買等事業の事務処理フロー図



※買入申出者（担い手等）：認定農業者、認定就農者、基本構想水準到達農業者等

- ①②売渡申出者・買入申出者は市町村及び農業委員会に相談を行い、事業実施に必要な書類を作成し、市町村に提出
(売買価格等の諸条件は当事者間で合意を行う)
- ③市町村又は農業委員会は事業要件を確認し、適合している場合、機構に事業実施要請を行う
要請時に農用地利用集積等促進計画案を提出し、必要書類を機構に送付
- ④機構は提出された書類を確認し、要件に合致していることを確認し、実施を決定
- ⑤機構は審査結果について、市町村を通じて、買入申出者・売渡申出者に通知
- ⑥買入申出者は機構が県に認可申請を行う日の2営業日前までに、売買代金等を振り込む
- ⑦機構は、買入申出者からの振込を確認し、県に促進計画の認可申請を行う
- ⑧県は、提出された促進計画について、認可・公告を行う
- ⑨市町村は、県の認可・公告後、税務署に譲渡所得の特別控除に係る事前協議を行う
認められなかった場合、市町村は売渡申出者に事業実施の取下げの意思確認を行う
- ⑩機構は、売渡申出者に売買代金の支払を行う
- ⑪機構は法務局で登記の手続を行う

主な要件

※売り手と買い手のマッチングが整ったもののみ対象

○農地要件

- ◆農振農用地区域内の農用地等で地域計画に含まれていること
- ◆所有権が登記されており、抵当権が設定されていないこと
- ◆対象農地の金銭債務(税等)の滞納がないこと
- ◆隣地との境界が明確であること
- ◆農地の売買価格が近傍類似価格に準じること

○担い手要件(農地の買い手の要件)

- ◆認定農業者、認定就農者等の担い手であること
- ◆原則、取得後の経営面積が概ね1ha以上の団地を形成すること
- ◆機構への代金支払は一括前払すること

諸経費

○所有者(農地の売り手)

農地代金の 2.5% + 消費税

【例】農地代金が 1,000 万円の場合

手数料 = 1,000 万円 × 2.5% = 25 万円

消費税 = 25 万円 × 10% = 2 万 5 千円

合計 27 万 5 千円

※農地代金が 100 万円未満の場合は 27,500 円(消費税込)

○担い手(農地の買い手)

農地代金の 0.5% + 消費税

【例】農地代金が 1,000 万円の場合

手数料 = 1,000 万円 × 0.5% = 5 万円

消費税 = 5 万円 × 10% = 5 千円

合計 5 万 5 千円

※農地代金が 100 万円未満の場合は 5,500 円(消費税込)

※機構から担い手への所有権移転登記の申請に必要な登録免許税は上記の手数料とは別に必要

令和8年度版 農地中間管理事業
業務手順書

令和8年4月

編集・発行

公益財団法人 愛知県農業振興基金
【愛知県農地中間管理機構】

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

TEL : 052-951-3288

FAX : 052-972-6231

<http://www.aichinoshinki.or.jp>

E-mail : nochi@aichinoshinki.or.jp

